

男女の個性がいきるまちを目指して

第2次美浦村男女共同参画計画（後期推進計画）



男女共同参画都市宣言を記念して

“男女がともに生きるということは互いに個性を尊重し平等にあること”
彫刻家藤本均定成氏の石彫「関係」は、丸と四角の二つの形体により、それを私たちに語りかけます。美浦村は、1999年3月、男女が共に社会のあらゆる分野に等しく参画し、一人ひとりが自立、共同し、可能性と個性を発揮しながらいきいきと暮らせることをめざして、「男女共同参画都市宣言」を致しました。私たちはこの尊い思想をこのモニュメントにこめ、広く未来に伝えたいと願います。

平成31年3月

美 浦 村



男女共同参画都市宣言

新しい時代の動きと歴史の調和、未来への展望、
それはともに生きる人間のまちづくりです。

わたしたちは、男女がともに一人ひとりの人間として尊重しあい、
ともに政治、経済、社会のあらゆる分野に等しく参画し、一人ひとりが自立し、また共同し、可能性と個性を発揮しながらいきいきと暮らせる“湖岸文化のいきつくまち・美浦”を未来につなぐため、ここに「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成 11 年 3 月 23 日

美 浦 村
美浦村議会

はじめに

我が国においては、急速な少子高齢化による人口減少や社会経済情勢の変化が進む中で、将来にわたり持続可能で活力ある地域を構築するために、男女共同参画社会の実現が重要となっています。



平成 28 年 4 月には、女性が職業生活において十分に能力を発揮できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されるなど、女性が活躍できる機会をこれまで以上に拡大していくことが期待されています。

美浦村においては、平成 26 年 3 月に「第 2 次美浦村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の早期実現を目指して取組みを進めています。

このたび、前期推進計画の計画期間が満了になることから、今後 5 年間に取組む施策の内容等を定めた「第 2 次美浦村男女共同参画計画(後期推進計画)」を策定しました。前期推進計画の 6 つの基本目標を継承し、その実現に向けて諸施策に取り組むとともに、11 の計画推進指標を設定して、計画の推進を図ることとしています。

今後も、村民、地域団体、事業所や関係機関等の方々と連携・協働して、男女がともにお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたり、意識調査等をとおして貴重なご意見をいただきました村民の皆様をはじめ、美浦村男女共同参画推進会議委員の皆様、そして関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

美浦村長 中島 栄

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 後期推進計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 基本理念	3
5 基本目標	4
6 男女共同参画に関する動き	5

第2章 美浦村の現状と課題

1 美浦村の現状	10
2 前期推進計画の推進指標の進捗	23

第3章 計画の体系

1 計画の体系図	26
2 施策一覧	27

第4章 計画の内容

基本目標1 男女の人権を尊重する意識を高めます	30
施策の方向1 男女共同参画に向けた意識づくり	30
施策の方向2 男女が平等で多様な生き方を可能にする教育・学習への支援	33
基本目標2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	34
施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識啓発	34
施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進	36
施策の方向3 子育てや介護における男女共同参画の推進	38
基本目標3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	42
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	42
施策の方向2 地域活動への男女共同参画の促進	44
施策の方向3 国際理解と交流の促進	47
基本目標4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	48
施策の方向1 暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供	48
施策の方向2 相談窓口の充実と効果的な支援	51
基本目標5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	53
施策の方向1 生涯を通じた男女の健康への支援	53
施策の方向2 子どもや高齢者、障がい者への支援	55
基本目標6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します	56
施策の方向1 庁内の推進体制の充実	56
施策の方向2 村民と連携する推進体制の構築	57
計画推進指標	58

資 料

策定経過.....	60
村民参画.....	61
美浦村男女共同参画推進会議設置要綱.....	62
美浦村男女共同参画推進会議委員名簿.....	63
第2次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議設置要項.....	64
第2次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議委員名簿.....	65
第2次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム設置要項.....	66
第2次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿.....	67
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	68
男女共同参画社会基本法.....	72
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	75
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章.....	82
茨城県男女共同参画推進条例.....	84
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	86

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 後期推進計画策定の趣旨

美浦村では、平成26（2014）年度から2023年度までの10年間を計画期間とした「第2次美浦村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して施策を推進してきました。こうした施策により、男女共同参画社会に向けての村民の意識は次第に変わってきていますが、固定的な男女の役割分担意識とそれに基づく不平等な社会的慣行などは依然として残ったままです。

また少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来、共働き世帯の増加、非正規労働者の増加など、様々な社会経済情勢の変化や男女共同参画に関する法律・制度の改正、新たに取り組むべき問題の顕在化など、時代や社会の変化に対応した施策の推進が求められています。

こうした背景から、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より実効性のある施策を展開するため、計画の見直しを行い、「第2次美浦村男女共同参画計画（後期推進計画）」を策定します。

2 計画の性格

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)いきいきいばらきハーモニープラン」を勘案した計画です。
- 本計画は「第2次美浦村男女共同参画計画」の前期推進計画を継承し、且つ新たな課題に対応するための後期推進計画であると同時に、「第6次美浦村総合計画後期基本計画」の実現を目指した分野別計画です。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づいた市町村推進計画として、基本目標2及び基本目標3の関連する部分に位置づけています。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づいた市町村基本計画として、基本目標4の関連する部分に位置づけています。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、2023度には事業の検証や評価を行った後、「第3次美浦村男女共同参画計画」を策定するものとします。

ただし、社会情勢の変化や計画の推進状況等により必要に応じ見直しを行います。

年度 平成 (西暦)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
基本理念	基本理念 (10年間)									
基本目標	基本目標 (10年間)									
推進計画	前期推進計画 (5年間)					後期推進計画 (5年間)				

4 基本理念

日本国憲法には、基本的人権の保障、個人の尊重、性別により差別されないといったことがうたわれています。そして、男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）として、

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調 が掲げられています。

家庭はもちろん、職場や地域など、それぞれの場面で、男女がお互いを理解しあい、認めあい、思いやりあい、支えあい、誰もが対等なパートナーとして尊重されることによって、男女共同参画社会が実現されるのです。

村民の誰もが、性別や年齢などにかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる魅力ある美浦村の実現を目指し、前期推進計画の基本理念を継承します。

《基本理念》

男女が人として尊重しあい、個性をいかす男女共同参画社会を目指します



男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）

男女の人権が尊重され、男女が平等に、豊かで活力ある社会を実現するために、男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、国、地方自治体、国民がなすべきことを明らかにした法律です。

また、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とであると定義されています。「参画」とは、単に仲間に加わる意味の「参加」とは異なり、積極的、主体的に参加すること、また、狭義には、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味を持ちます。

5 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前期推進計画と同様に以下の6点を基本目標とし、それぞれの基本目標をより具体化させたものとして、施策の方向を掲げます。

《基本目標》

1. 男女の人権を尊重する意識を高めます
2. 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します
3. 女性の人材育成を進め、男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます
4. 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します
5. 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します
6. 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します

6 男女共同参画に関する動き

(1) 世界の動き

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年を「国際婦人の 10 年」と位置づけ、世界の女性の地位向上に向けて国際的な行動を進めてきました。

昭和 54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、各国の取組みが一層推進されることになりました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、21 世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の指針となる「世界女性行動綱領」と、「北京宣言」を採択しました。

また、平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。

さらに、平成 17（2005）年には、「北京+10」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

平成 23（2011）年には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足しました。

平成 27（2015）年、「北京+20」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 59 年の国籍法改正、昭和 60 年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修化といった教育分野での見直しなど条件整備を行い、批准しました。



第 4 回世界女性会議

世界女性会議とは、5 年から 10 年おきに世界規模で開催される国際会議で、政府機関のみならず女性を主体とした NGO（非政府機関）による積極的な活動も行われています。第 4 回の北京における会議では、これまでの諸課題に加えて、女性に対する暴力の撤廃などの課題がクローズアップされました。



北京宣言

第 4 回世界女性会議において、行動綱領とともに採択された国際文書の中で、「女性の権利は人権である」ことなどがうたわれています。

(2) 日本の動き

政府では、これまで国連を中心とした世界的な取組みと連動して、男女共同参画社会への取組みが進められ、昭和 50（1975）年には総理府に婦人問題企画推進本部の設置、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」の策定、昭和 60（1985）年には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の制定（平成 9 年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正）、さらに平成 8（1996）年には、北京で開催された第 4 回世界女性会議などを踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」の策定などがなされました。

平成 11（1999）年には男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。翌年の平成 12（2000）年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、以後 4 次にわたり様々な制度の整備、推進が図られてきました。

また、平成 13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。

平成 19（2007）年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 25（2013）年、「日本再興戦略」が閣議決定され、その中核に女性の活躍推進が位置づけられました。

平成 27（2015）年には、「女性活躍推進法」が施行され、同年、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

《第 4 次男女共同参画基本計画における主な施策》

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 第 1 分野 | 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍 |
| 第 2 分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 |
| 第 3 分野 | 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 |
| 第 4 分野 | 地域・農村漁村、環境分野における男女共同参画の推進 |
| 第 5 分野 | 科学技術・学術における男女共同参画の推進 |
| 第 6 分野 | 生涯を通じた女性の健康支援 |
| 第 7 分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第 8 分野 | 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 第 9 分野 | 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 |
| 第 10 分野 | 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 |
| 第 11 分野 | 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立 |
| 第 12 分野 | 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 |

(3) 茨城県の動き

昭和 53 (1978) 年に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画社会への取組みを始めました。平成 2 (1990) 年には、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、平成 3 (1991) 年 3 月に「いばらきローズプラン 21」を策定。同年 8 月、いばらきローズプラン 21 推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制が整備されました。

平成 7 (1995) 年、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画の形成」として位置づけられ、翌年 2 月女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。

平成 13 (2001) 年 3 月、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、4 月から施行しました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制の整備を行いました。

平成 14 (2002) 年 3 月、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、新たな歩みが始まりました。また、基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情やその他の意見を処理するため、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」が設置されました。

平成 18 (2006) 年 3 月、当初の「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了することに伴い、新たな「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。

平成 19 (2007) 年 12 月、県民誰もが快適な生活を享受できる社会づくりを目指し、「茨城の快適な社会づくり基本条例」を制定し、平成 22 (2010) 年 3 月、「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」が策定されました。

平成 23 (2011) 年 3 月、「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 28 (2016) 年 3 月、「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定されました。同計画では、「茨城県男女共同参画推進条例」第 3 条に規定する基本理念「男女の人権の尊重」「社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を計画の基本理念に、3 つの基本目標を設定しています。

《茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）における 3 つの基本目標》

基本目標Ⅰ 様々な分野における男女共同参画の推進 ～人が変わる～

基本目標Ⅱ 持続可能で多様な働き方のための環境の整備 ～組織が変わる～

基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築 ～社会が変わる～

(4) 美浦村の動き

美浦村では、平成 6（1994）年に、美浦村第 4 次総合計画において「男女共同参画型社会の形成」を位置づけ、男女共同参画への取組みを始めました。その後、平成 9（1997）年には、企画財政課内に女性行政担当係を設置し、同時に、美浦村女性行政推進協議会を発足させ、住民の意識と実態を把握するための「美浦村女性問題に関する村民意識調査」を実施しました。

平成 11（1999）年には、美浦村及び美浦村議会が「男女共同参画都市宣言」を決議し、また、翌年の平成 12 年（2000）年 10 月には、男女共同参画都市宣言を記念したモニュメントを光と風の丘公園内に設置しました。さらに、第 1 回女性議会を開催しました。

その後、平成 13（2001）年には、女性行政推進協議会により「男女共同参画社会の実現にむけて提言書」が提出されました。そして、この提言書に述べられている男女共同参画計画を策定するため、平成 14（2002）年には、各種団体の代表者等から組織される「美浦村男女共同参画計画策定委員会」と、庁内組織である「美浦村男女共同参画庁内連絡会議及びワーキングチーム」を設置し、また、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

平成 15（2003）年には「男女の個性がいきるまちを目指して 美浦村男女共同参画計画」を策定しました。その計画策定を記念し、女性行政推進協議会が主体となり「男女が互いに輝くために」をテーマとして第 1 回男女共同参画セミナーを開催するなど、計画の推進を図りました。

平成 16（2004）年には、男女共同参画を基本的なことからわかりやすく身近な問題として村民に広く知ってもらうため、第 2 回男女共同参画セミナーを中央公民館において開催しました。

平成 18（2006）年には、中央公民館において「ベアテの贈りもの」上映会&ジャズコンサートを開催し、更なる推進に努めてまいりました。その他、出前講座を実施する等新たな取組みも実践にうつしました。

平成 19（2007）年には、「DV 被害者と向き合って」という主題で講演会を開催しました。

その後は、新たな女性団体も組織され、団体が主となりたくさんのイベント等が開催されるなど、男女共同参画社会実現に向けて積極的な活動が行われております。

そして、平成 24（2012）年 8 月に、「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」を実施し、「第 2 次美浦村男女共同参画計画」を策定し、施策を推進してきました。

また、平成 30（2018）年 1 月には、「第 2 次美浦村男女共同参画計画」で掲げた基本目標がどの程度達成できたかを評価するため「男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査」を実施しました。

第 2 章 美浦村の現状と課題

第2章 美浦村の現状と課題

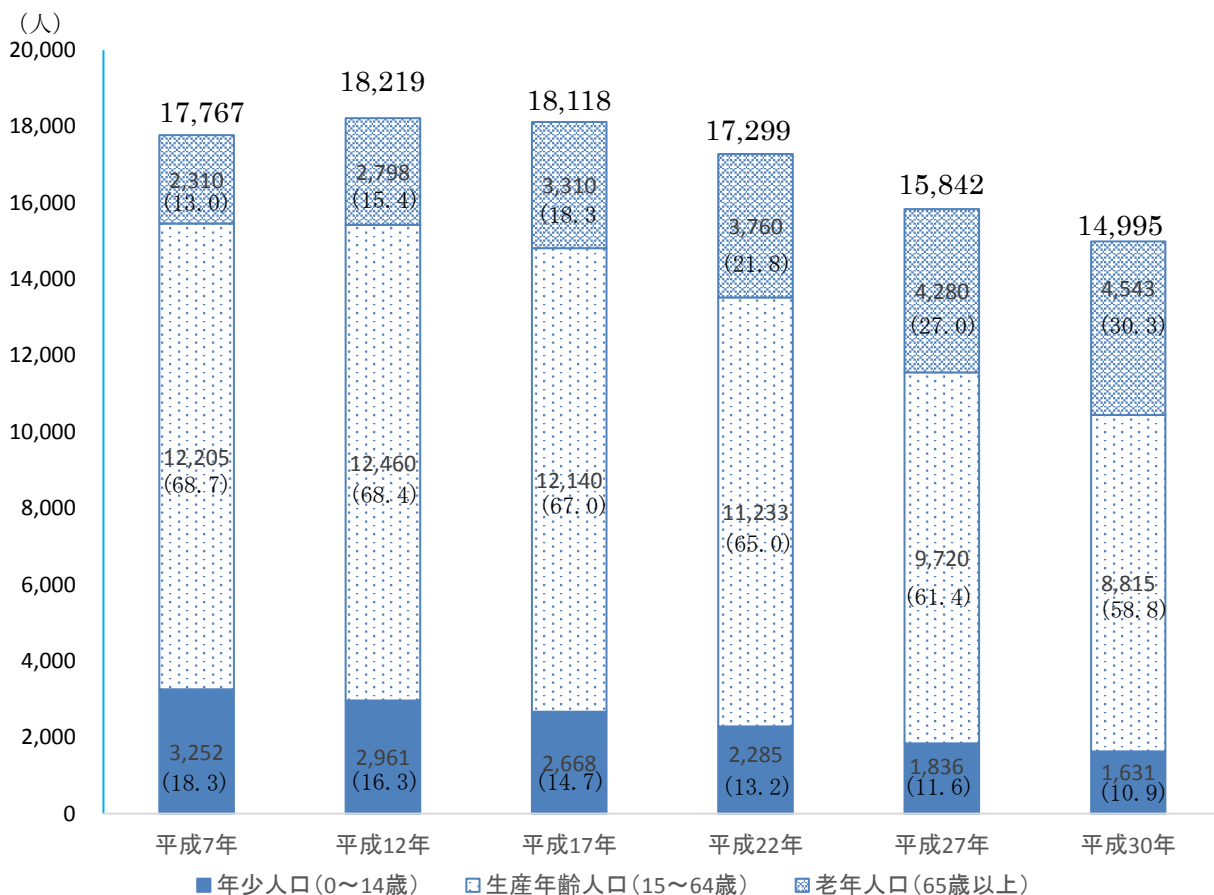
1 美浦村の現状

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

美浦村の総人口は平成30年4月1日現在で14,995人となっており、平成12年をピークに年々減少しています。

また、年齢3区分別では、65歳以上の老年人口は人口数も割合も増加しています。反対に、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、人口数も割合もともに減少しています。

■ 総人口及び年齢3区分人口



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）
平成30年は茨城県常住人口調査（4月1日現在）

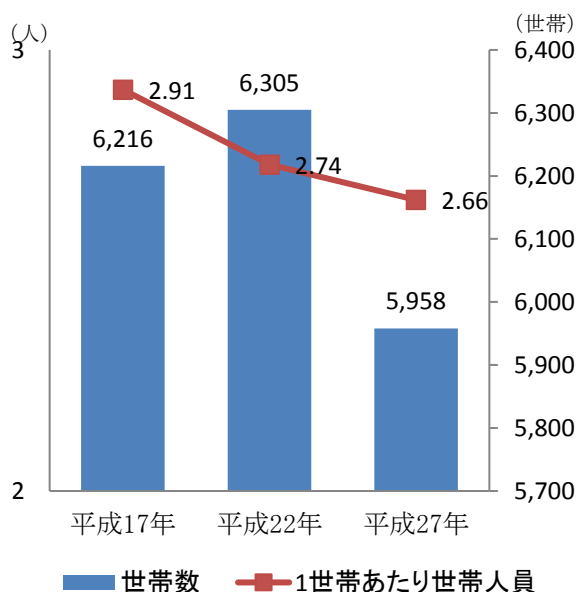
(2) 世帯数の推移

美浦村の世帯数は、平成22年をピークに減少に転じており、平成27年には5,958世帯となっています。また、1世帯あたりの世帯人員は減少が続いており、平成27年の1世帯当たりの人口は2.66人となっています。

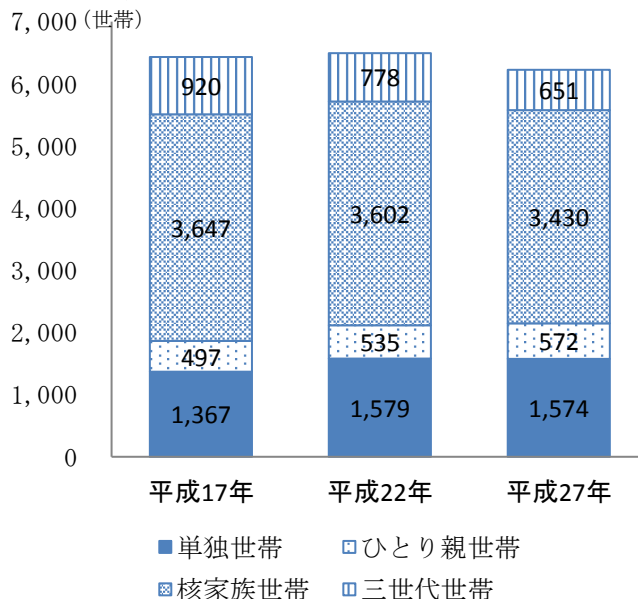
家族類型別では、三世代世帯と核家族世帯が減少し、ひとり親世帯が増加、単独世帯は平成22年をピークに、平成27年はほぼ横ばいとなっています。

母子世帯と父子世帯の割合は、県全体と比較すると、母子世帯は少なくなっているものの、父子世帯の割合は多くなっています。

■ 世帯及び1世帯あたり世帯人員の推移



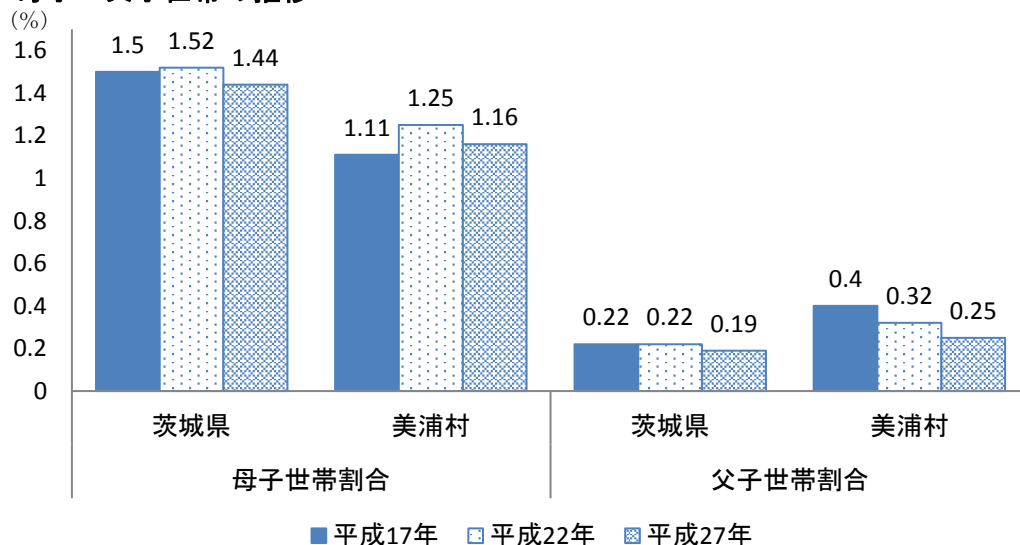
■ 家族類型別世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※ひとり親世帯とは「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計を指す。

■ 母子・父子世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(3) 配偶関係

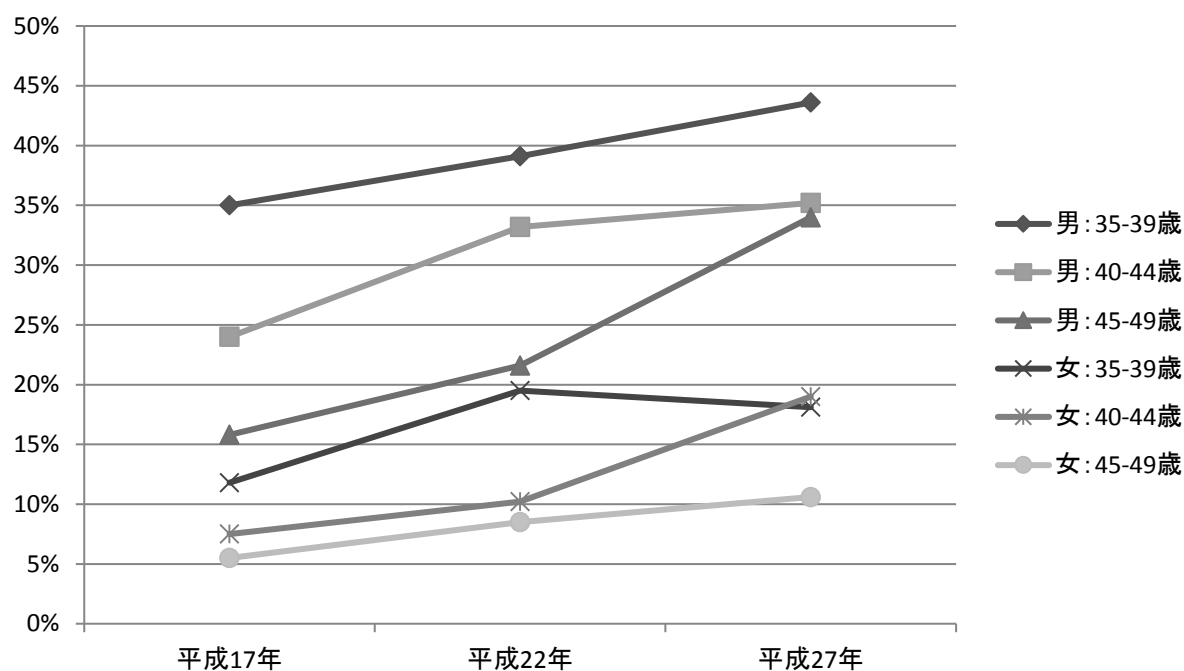
平成27年国勢調査における美浦村の男女別15歳以上人口を配偶関係別にみると、男性は「有配偶」男子が57.7%であるのに対し、「未婚」の男子が33.1%に上っています。また、「死別」が3.8%、「離別」が5.2%となっています。

一方、女性は「有配偶」の女子が59.0%ですが、「未婚」も18.4%となっています。女性では「死別」が16.2%になっており、高齢化とともに夫に先立たれるケースが多くなっているものと思われます。また、「離別」が6.2%になっており、離婚する夫婦が多くなっていることを推測させます。

15歳以上人口の男女に占める「未婚」の割合について茨城県と美浦村とを比較すると、茨城県では男性の未婚者が31.5%、女性は20.5%です。それに対し、美浦村では男性の未婚者がやや多く、未婚女性はやや少ないことがわかります。

また、未婚率を年齢階級別にみると、男女ともにほとんどの世代で増加していることがわかり、特に45～49歳男性では10年の間に18.2ポイント上昇しています。女性では、40歳～44歳が多く、10年の間に11.5ポイントの上昇がみられます。

■ 美浦村の未婚率の推移

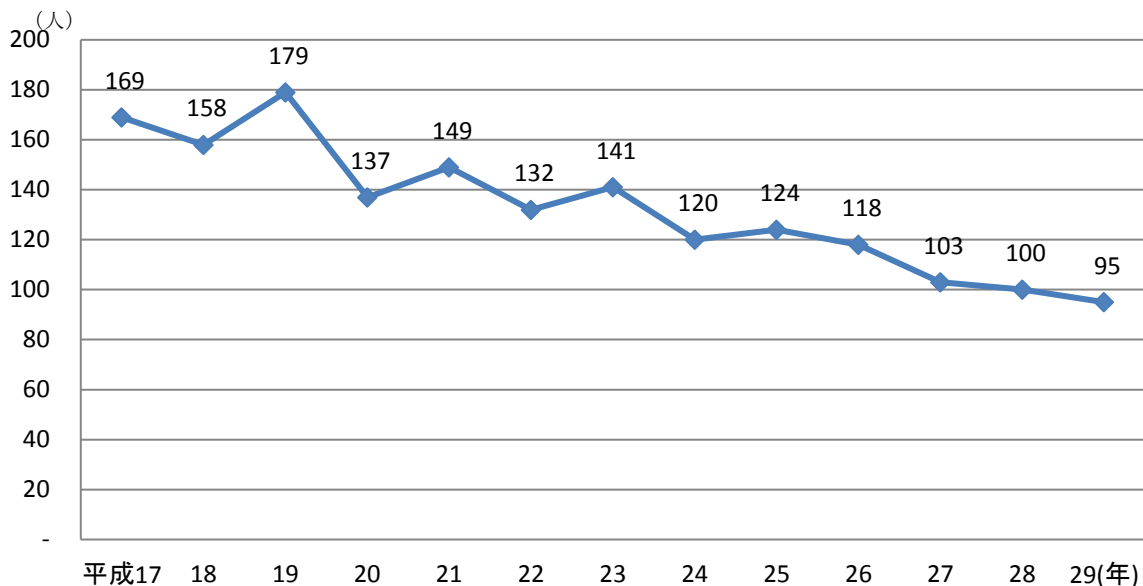


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）から作成

(4) 出生数の推移

美浦村において、平成19年に生まれた子どもの数は179人でした。その後、生まれる子どもの数は減る傾向にあり、平成29年には95人になっています。

■ 出生数の推移

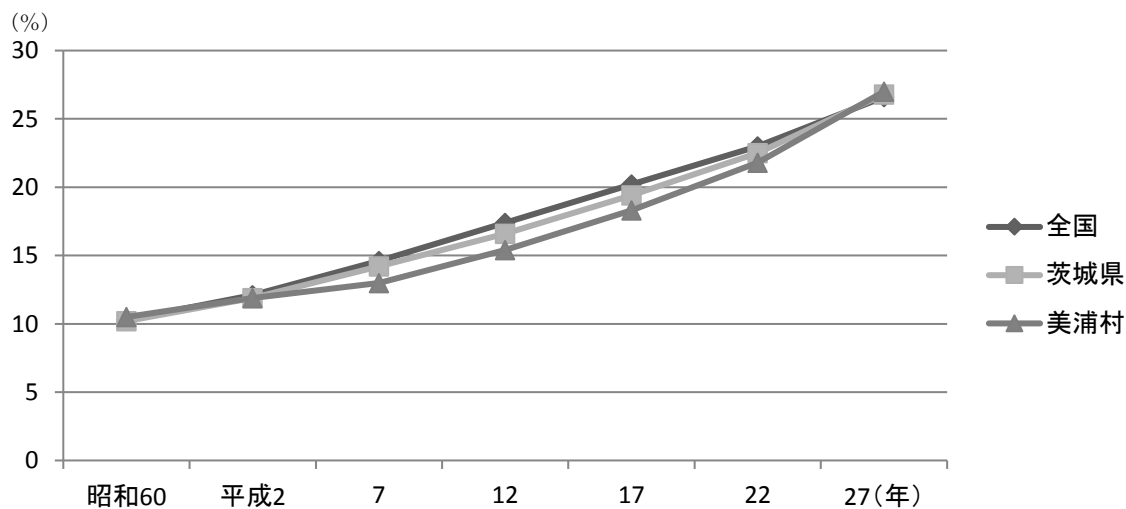


資料：茨城県厚生総務課「人口動態統計」

(5) 高齢化率の推移

村の高齢化率は、全国や県とほぼ同じで、傾向としては、年々上昇しています。

■ 高齢化率の推移

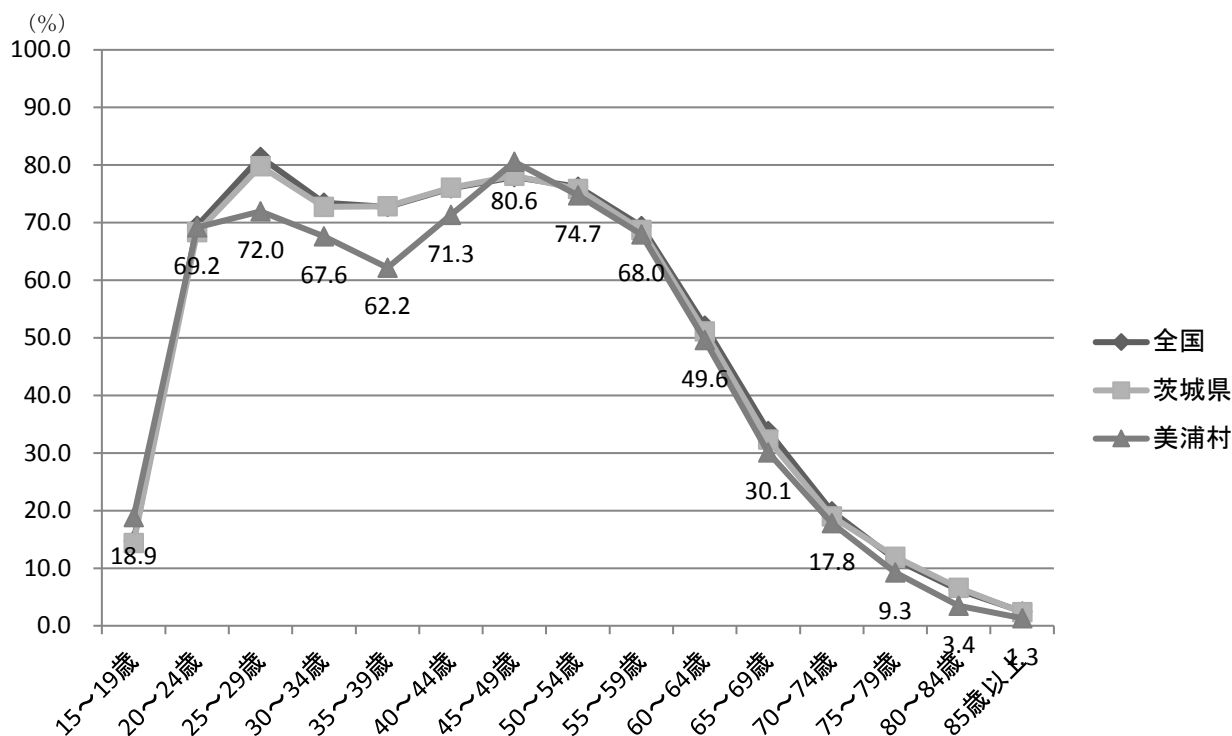


資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(6) 女性の就労の状況

美浦村における女性の労働力率をみると、全国および茨城県と比べて労働力率が低い年代が多くなっています。また、子育て世代が離職することにより生じるいわゆるM字曲線の底が全国および茨城県よりも深くなっています。

■ 女性の労働力率



資料：総務省「国勢調査」（平成27年10月1日現在）



M字曲線

女性の年齢別の労働力（労働力人口/15歳以上の人口）を折れ線グラフにすると、20歳代半ばと50歳前後に2つのピークを持ついわゆるM字型の曲線になることを指します。これは、結婚や出産を機に仕事を離れ、子育てが一段落すると再び仕事に就く女性が多いことを反映しています。

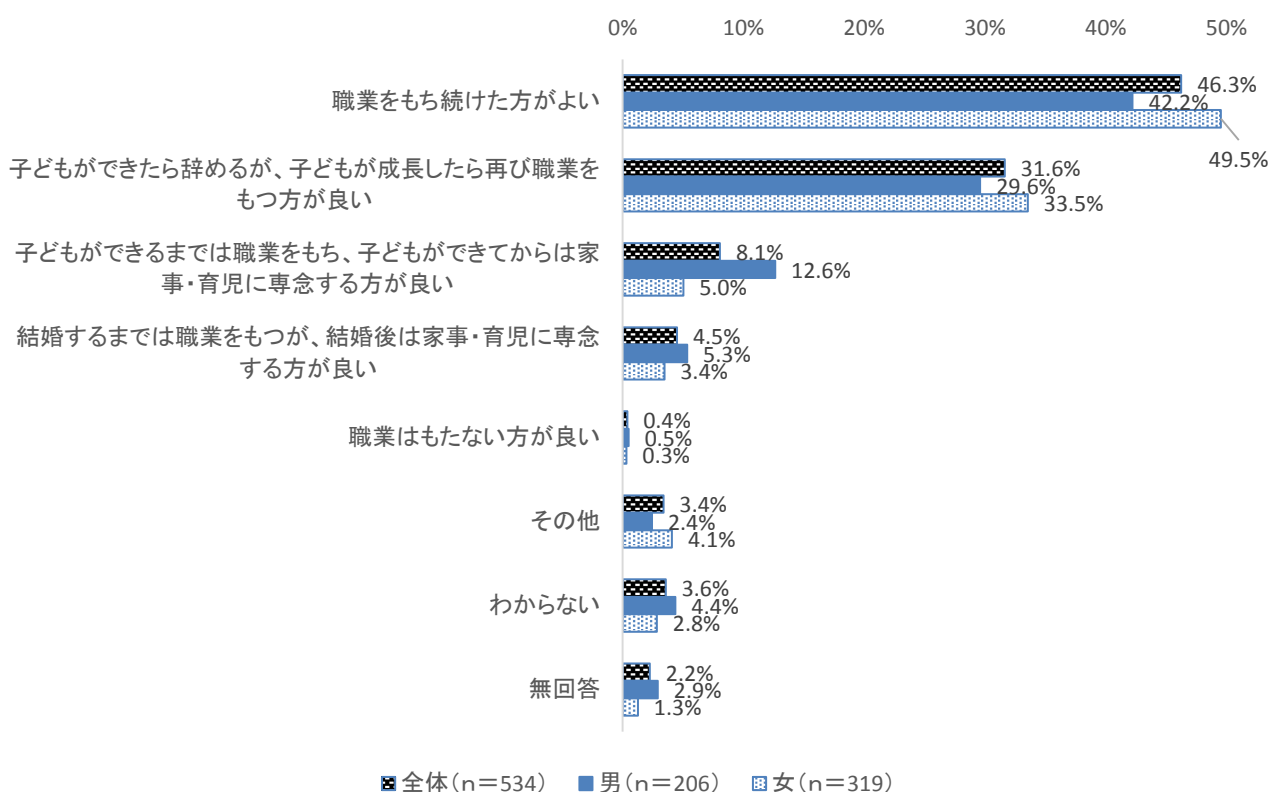
平成 29 年度に実施した「男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（美浦村民意識調査）」※1によると、女性が職業をもつことについて、全体では「職業をもち続けた方がよい」と考えている人が 46.3%と最も高くなっている一方、「子どもができれば辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい」と考えている人も 31.6%と多くなっています。

今回行った結果と平成 24 年度の調査を比較すると、「職業をもち続けた方がよい」が 35.5%から 46.3%と 10.8 ポイント高くなっており、「子どもができれば辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい」が 41.6%から 31.6%へと 10.0 ポイント低くなっています。女性が子どもを産んでも仕事をし続けたほうが良いと考える人は以前より多くなっています。

※1：「男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査」とは、平成 30 年 1 月に村民 2,000 人を無作為抽出して行ったアンケートで、534 人の方から回答をいただきました。（四捨五入の誤差により、構成比の合計が 100%にならないものもあります。）

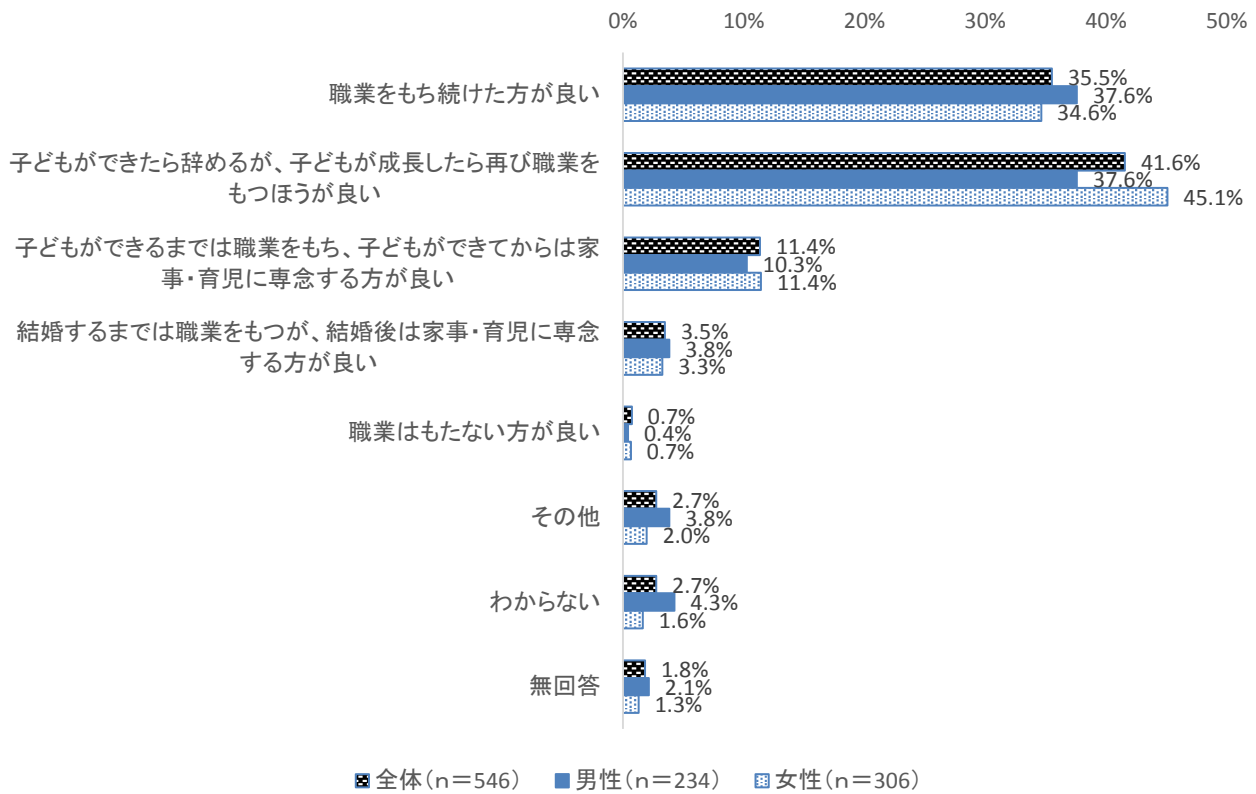
■ 女性が仕事をもつことについて

【平成 29 年度調査】



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成 30 年 1 月実施）

【平成24年度調査】



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成24年8月実施）

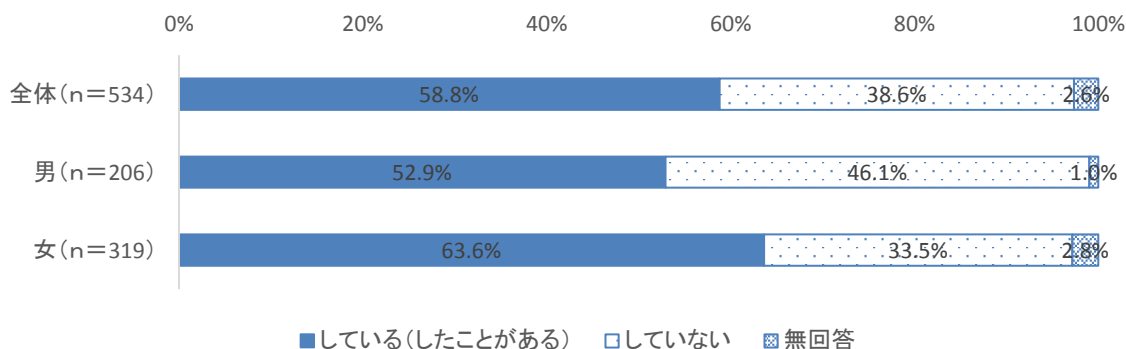
(7) 政策・方針決定過程への参画状況

地域活動へ参加している人の割合は、「美浦村民意識調査」によると、男性よりも女性の方が10.7ポイント高くなっています。

また、平成24年度の調査結果と比較すると、地域活動に参加している人の割合は、性別でも全体でも少なくなっていることが分かります。

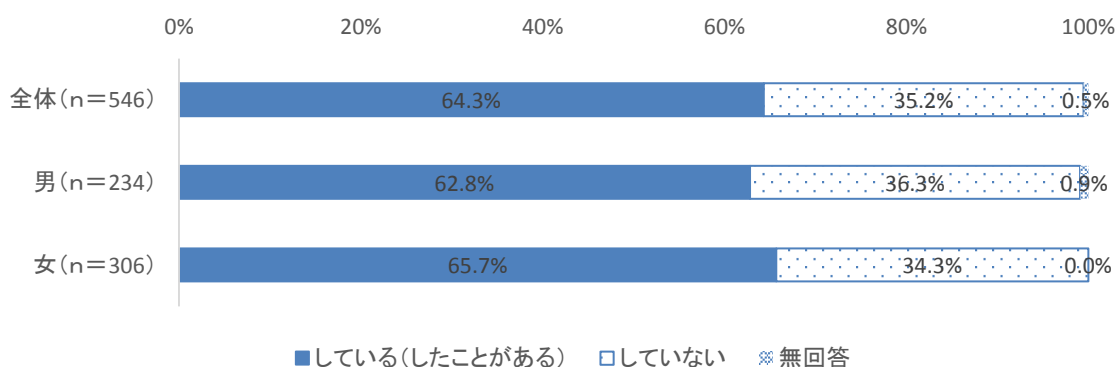
■ 地域活動の状況

【平成29年度調査】



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

【平成24年度調査】

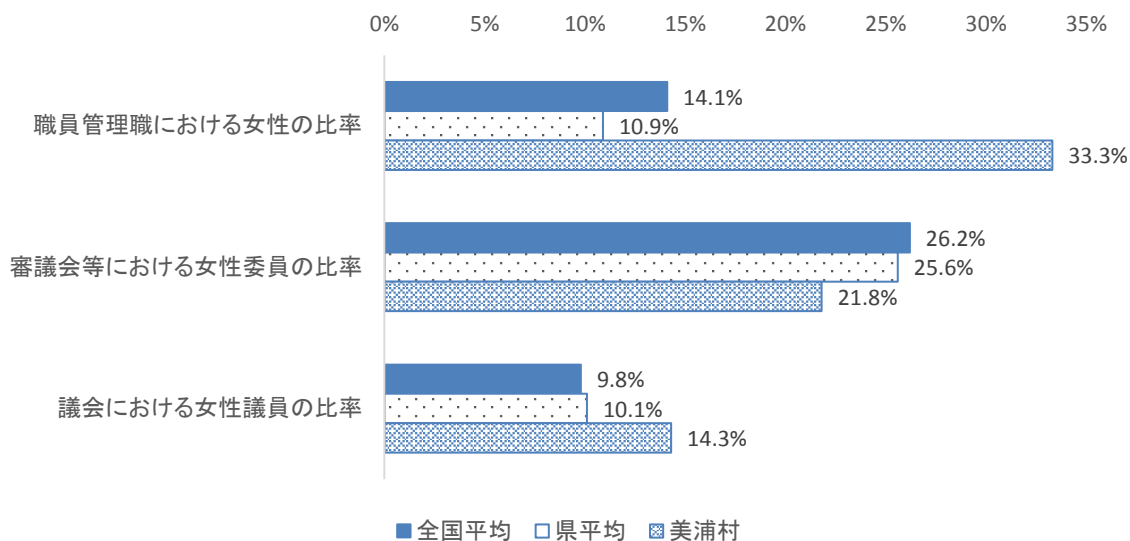


資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成28年8月実施）

意思決定の場への女性の参画状況をみると、職員管理職における女性の割合や本村の女性議員の割合は全国や県平均を上回っています。また、職員管理職における女性の割合を平成24年度の状況と比較すると、12.5ポイント高くなっています。一方、審議会等における女性の登用率については、平成24年度の状況と比較すると、7.7ポイント高くなったものの、全国や県平均を下回っており、女性の参画がまだ少ないことがうかがえます。

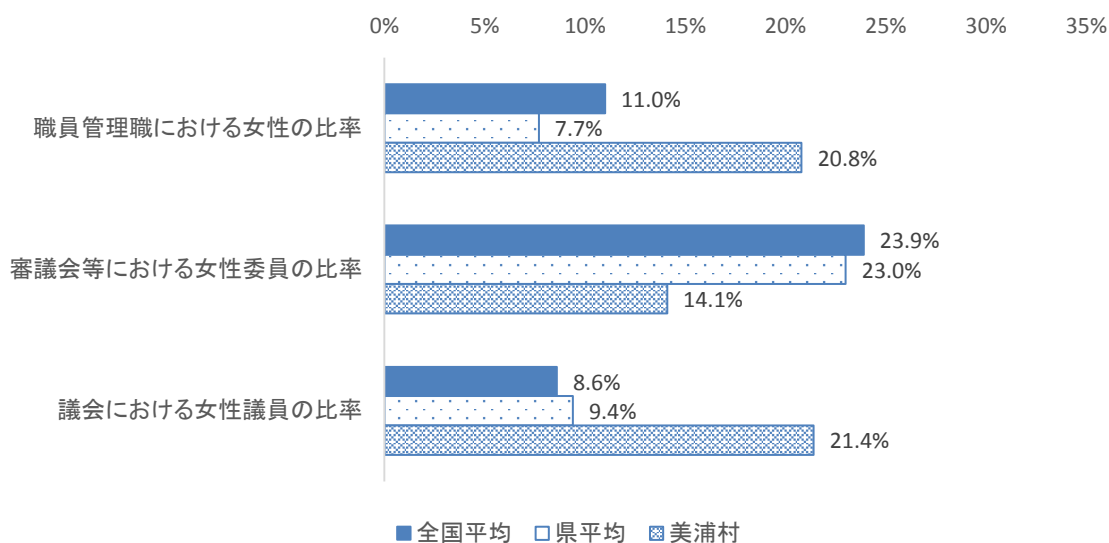
■ 議会及び審議会等における女性の割合

【平成29年度】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成29年4月1日現在）
平成30年4月現在 議会事務局（全国、県平均は平成28年12月現在 総務省）

【平成24年度】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成24年4月1日現在）
平成25年4月現在 議会事務局（全国、県平均は平成24年12月現在 総務省）

(8) ワーク・ライフ・バランスの状況

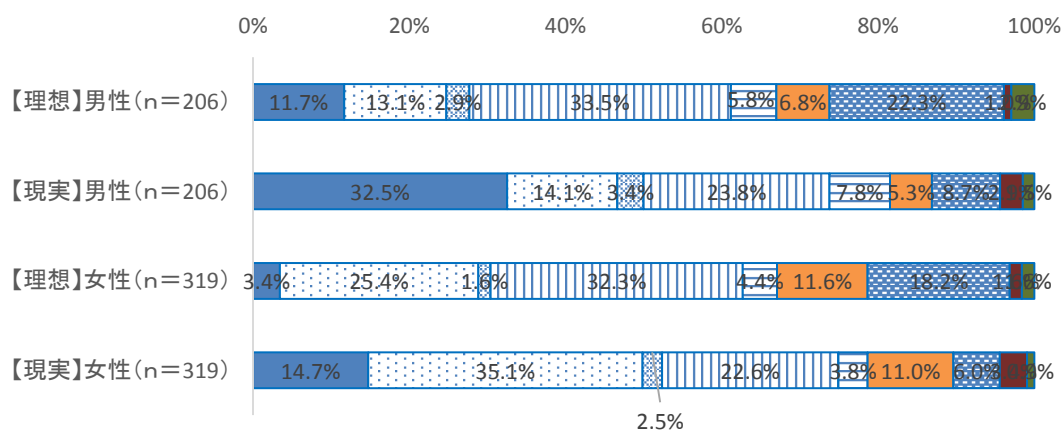
性別にワーク・ライフ・バランスの状況をみると、男性の理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」が33.5%と最も高く、平成24年度調査と比較しても5.3ポイント上がっていますが、現実では「仕事を優先している」が32.5%と最も高くなっています。

一方、女性の理想では「仕事と家庭生活をともに優先したい」が32.3%と最も高くなっていますが、実際には「家庭生活を優先している」が35.1%と最も高くなっています。

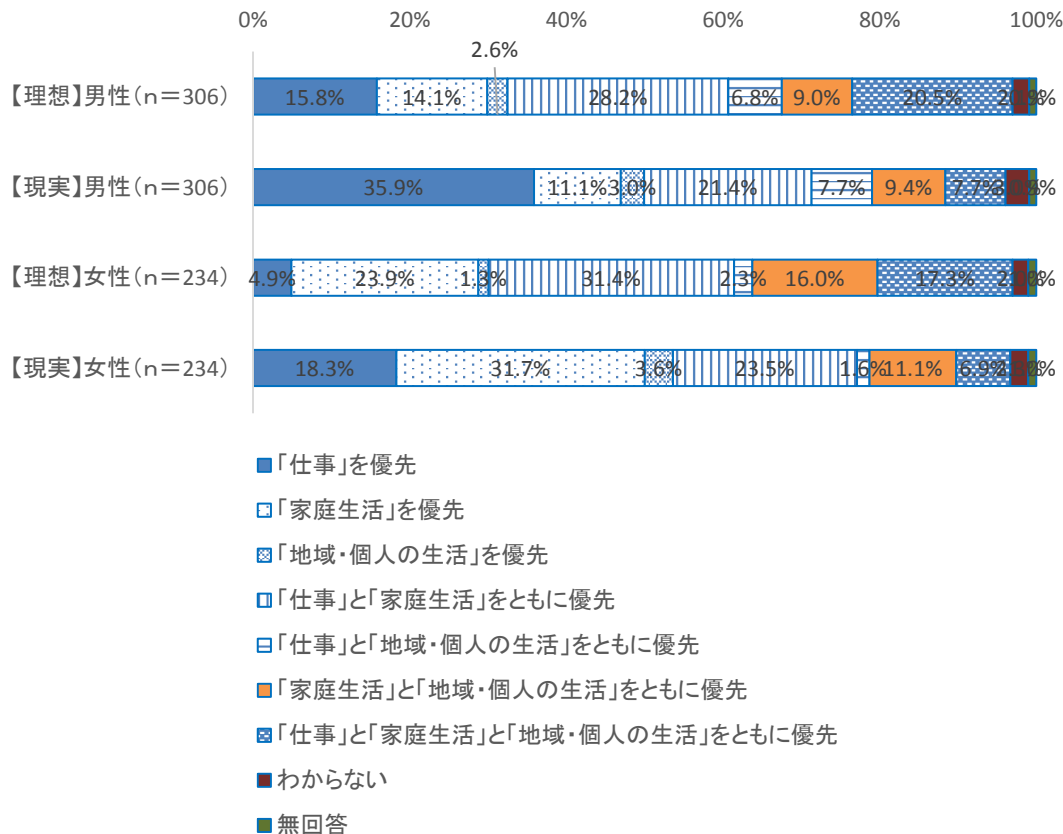
男女ともに、思い描く理想と現実には差が生じていることがうかがえます。

■ 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の理想と現実

【平成29年度調査】



【平成24年度調査】



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成24年8月実施）

(9) 男女平等の意識について

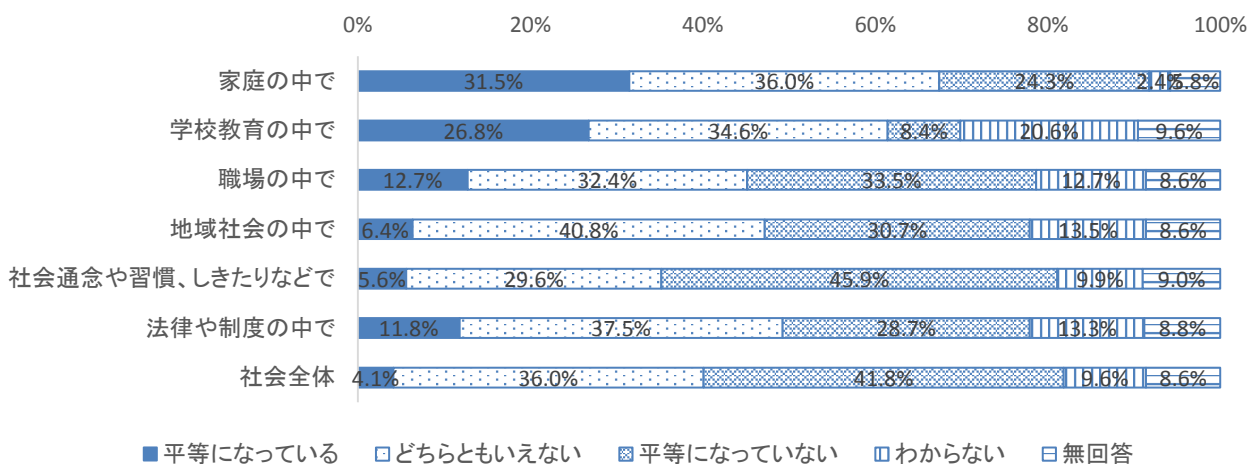
家庭や学校、職場など7つの分野において、それぞれの分野における男女の地位の平等についてたずねたところ、「平等になっている」という回答はほとんどの分野で3割以下でした。「地域社会」、「社会通念や習慣、しきたり」と「社会全体」では「平等」と答えた人は1割に満たず、また、「社会通念や習慣、しきたり」と「社会全体」では4割以上の人が「平等になっていない」と答えており、美浦村ではもちろん日本社会全体でも「男女平等にはなっていない」と考えている人が圧倒的に多いことが分かります。

そのような中で唯一「家庭の中」だけが「平等になっている」と答えた人が3割おり、他の分野とくらべると不平等感は少ないことが分かります。それでも24.3%の人が家庭でも「平等ではない」と答えており、男女間の不平等はまだ根強く残っています。

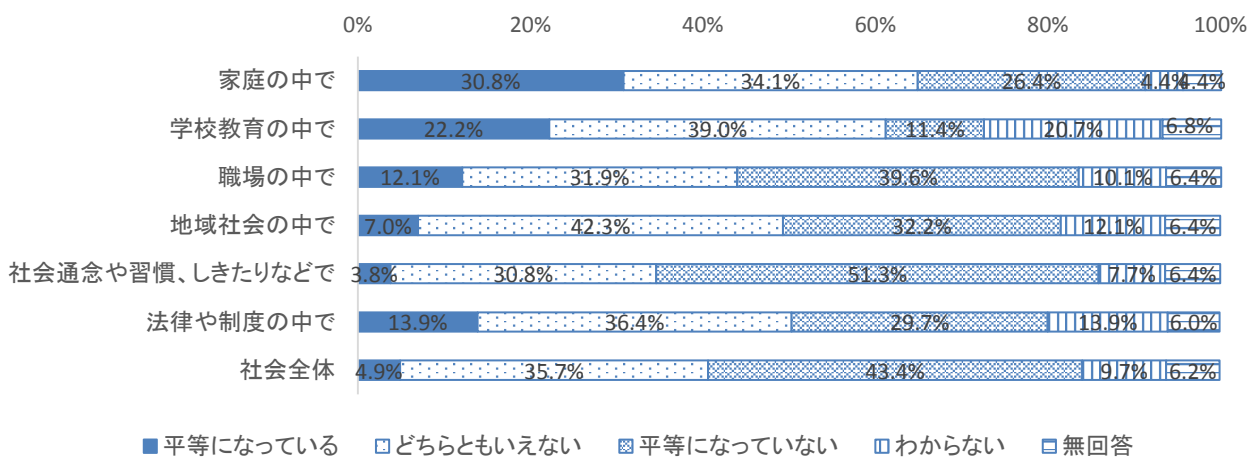
しかし、今回の結果を平成24年度の調査結果と比較すると、すべての分野で「平等になっていない」と答えた割合が減ってきていることから、この5年の間に、わずかながら男女平等意識に変化が見られることがうかがえます。

■ 男女の地位の平等感

【平成29年度調査】 n=534



【平成24年度調査】 n=546



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）
男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成24年8月実施）

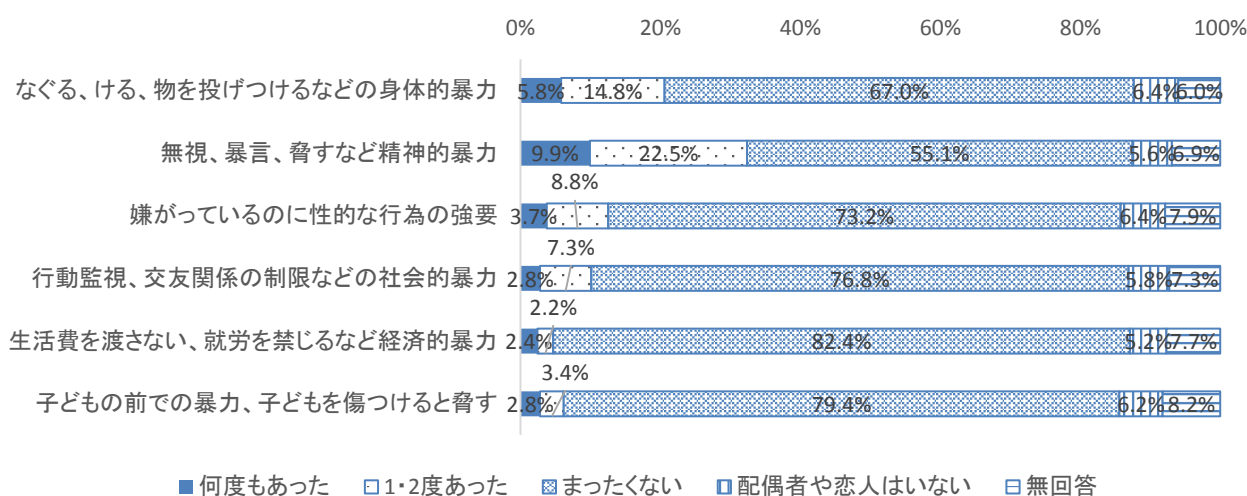
(10) 配偶者や恋人からの暴力について

ドメスティック・バイオレンス（DV）、すなわち自分の配偶者や恋人から暴力を受けた経験について、最も多いものが「無視、暴言、脅すなどの精神的な暴力」で、3割を超えています。やや少なくなりますが、「なぐる、ける、物を投げつけるなどの身体的暴力」「嫌がっているのに性的な行為の強要」「行動監視、交友関係の制限などの社会的暴力」を受けたことがある人もそれぞれ1割を超えています。

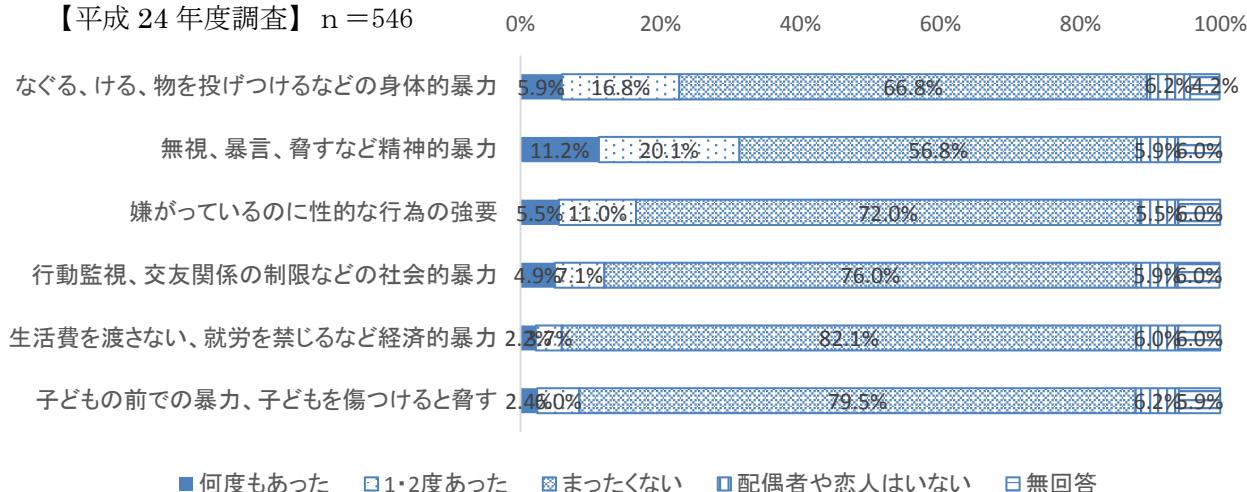
平成24年度調査と比べると、暴力を受けた経験がある方が減少したとは言えない結果となっています。

■ 暴力を受けた経験

【平成29年度調査】 n = 534



【平成24年度調査】 n = 546



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成24年8月実施）

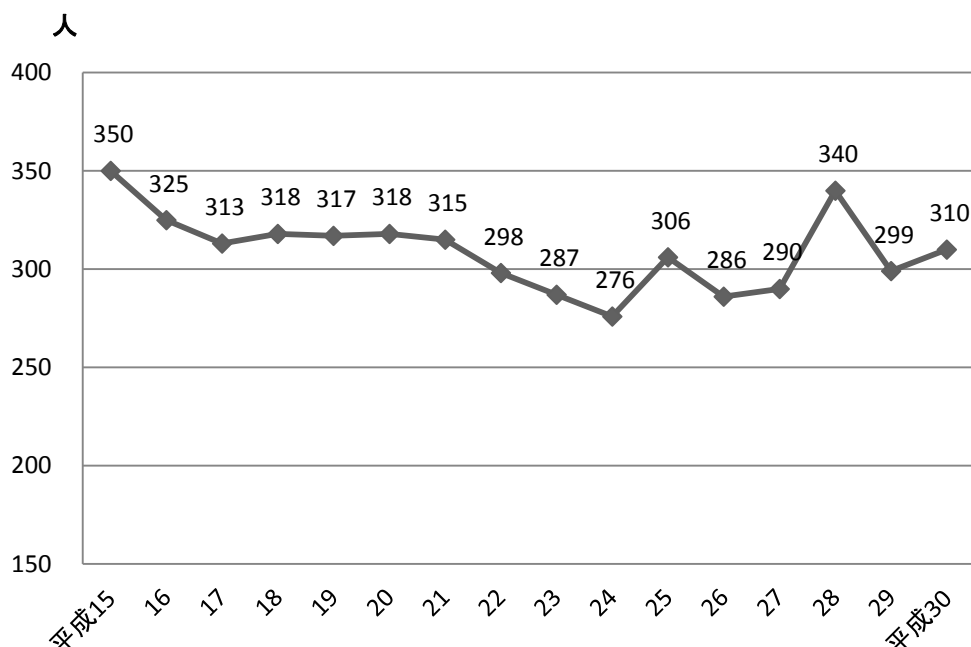
(11) 国際化の進展

国際教育を推進し、国際感覚を備えた人材の育成を図るため、平成3年から始まった「美浦少年のつばさ事業」では、美浦中学校生徒が台湾（平成24年度までは中国）へ訪問し交流を行っています。他国の同世代の学生達と様々な体験を共有することは、今後の社会を担う子ども達の貴重な経験となっています。

また、平成11年には「国際交流ボランティア協会（現：国際交流協会）」が設置され、日本語教室や交流会の開催など、住民の交流も進んでいます。

美浦村の外国人登録者数をみると、この10年は300人ほどで推移しています。在住外国人と相互理解を図り、文化を超えた交流・支援が求められています。

■ 外国人登録者数の推移



資料：住民課 外国人登録人口（各年4月1日現在）

■ 平成30年4月1日現在の外国人登録者

国 籍	人 数
フィリピン	71
タイ	69
韓国	47
中国	36
ブラジル	16
スリランカ	15
その他	56

資料：住民課 外国人登録人口（各年4月1日現在）

2 前期推進計画の推進指標の進捗

「第2次美浦村男女共同参画計画」では、男女共同参画社会実現にむけ、基本目標がどの程度達成できたかを図るための客観的な目安として、目標値を設定し、取り組んできました。

11の項目のうち、目標値は達成できなかったが、計画策定当時と同等及び数値が向上したものが9項目、目標値は達成できず、計画策定当時より数字が低くなったものが2項目です。

前回の調査は平成24年度に行われており、約5年を経過していますが、この結果から、短期間では男女共同参画社会の実現を達成することは難しいということが分かります。

今後5年間の後期推進計画においては、前期推進計画の6つの基本目標を継承し、目標値を達成できるようそれぞれの施策をより一層推進し、男女共同参画社会の実現にむけて様々な方向から取り組んでいくことが求められます。

なお、目標値については現状の値や状況を考慮したうえで、「第3次美浦村男女共同参画計画」策定時に達成度が検証できるよう、2022年度末の値をあらためて設定します。

【達成状況の凡例】

○：目標値を達成した。△：目標値は達成できなかったが、計画策定当時と同等及び数値が向上した。×：目標値は達成できず、計画策定当時より数値が低くなった。

基本目標	項 目	平成 24 年度	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 29 年度)	達成状況
1 男女の人権を尊重する意識を高めます	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	59.9%	61.8%	70.0%	△
	社会全体における男女の平等感が、「平等になっている」と回答した人の割合	4.9%	4.1%	30.0%	×
2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがある人の割合	42.5%	50.5%	60.0%	△
	家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	22.2%	31.5%	35.0%	△
3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	村の審議会等における女性委員の占める割合	14.1%	21.8%	30.0%	△
	地域活動における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	7.0%	6.4%	40.0%	×
4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	「平手で打つ」「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」を暴力として認識する人の割合	64.1% 「平手で打つ」 50.9% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	69.5% 「平手で打つ」 57.3% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	80.0%	△
	DV を受けた経験がある人のうち、「誰かに相談したことがある」と回答した人の割合	18.6%	28.0%	50.0%	△
5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	乳がん検診受診率	13.1%	24.3%	50.0%	△
	子宮がん検診受診率	12.7%	23.5%	50.0%	△
	大腸がん検診受診率	13.7%	27.9%	50.0%	△

第3章 計画の体系

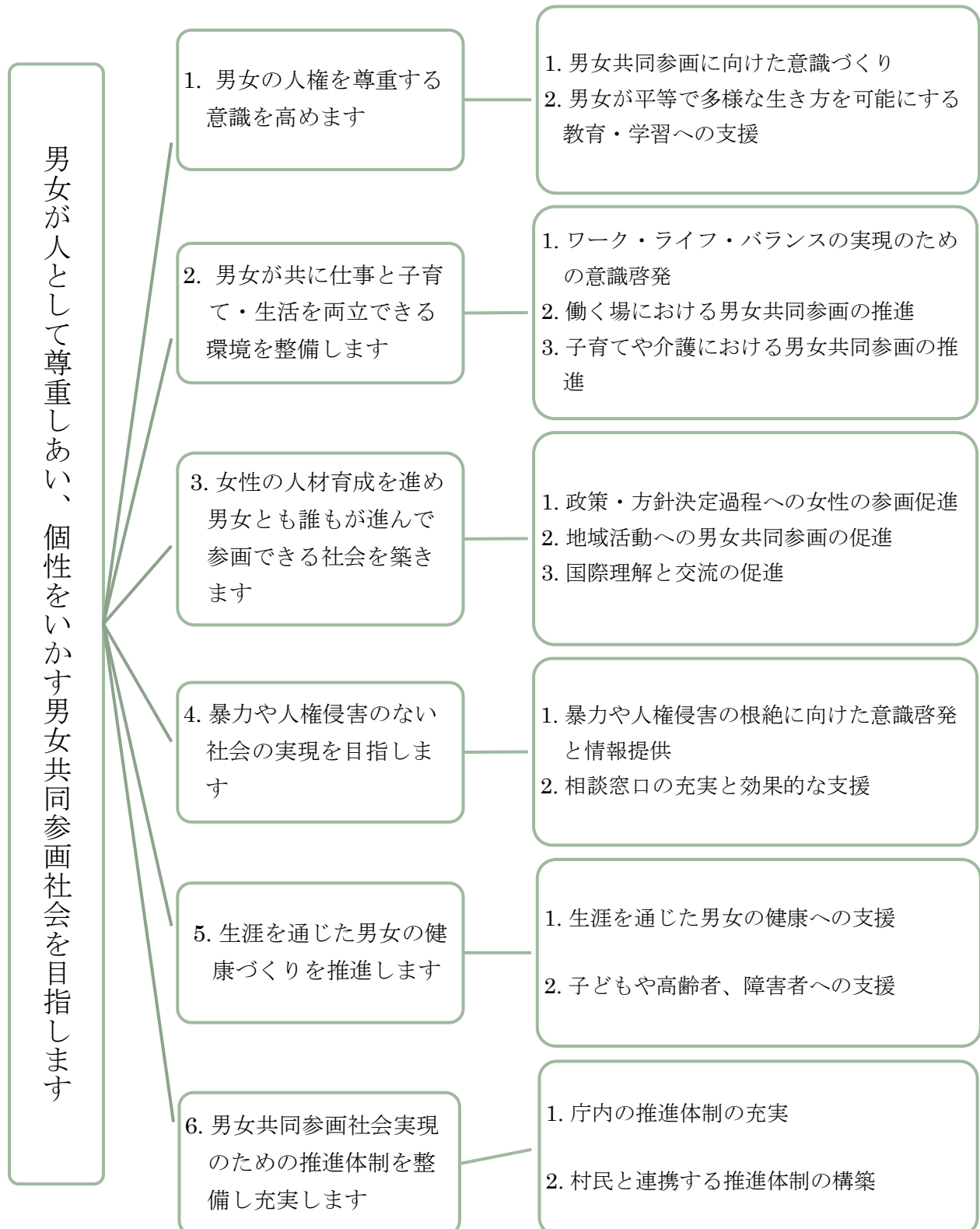
第3章 計画の体系

1 計画の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》



2 施策一覧

基本目標1 男女の人権を尊重する意識を高めます

施策1	男女共同参画の理念・法制度の周知	P32
施策2	性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発の充実	P32
施策3	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会の開催	P32
施策4	定期的な意識・実態調査の実施	P32
施策5	広報紙の活用	P32
施策6	保育士・幼稚園教諭・教職員への研修の実施	P33
施策7	保育所や幼稚園、児童館生活での男女平等教育	P33
施策8	子どもが興味をもつ教材の収集	P33
施策9	男女共同参画の視点に基づく人権・性教育	P33
施策10	生徒指導・キャリア教育の充実	P33

基本目標2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します

施策11	男女雇用機会均等法の周知徹底	P34
施策12	意識啓発の推進	P34
施策13	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進	P36
施策14	庁内における男女の職域拡大	P36
施策15	庁内におけるセクシャル・ハラスメント防止指針の周知徹底	P36
施策16	経営能力向上のための連携等の充実	P36
施策17	農業に携わる女性の活動への支援	P36
施策18	商工自営業に携わる女性の活動への支援	P36
施策19	再就職希望者への支援	P36
施策20	パートタイム労働者への支援	P37
施策21	多様な保育サービスの充実	P39
施策22	放課後児童クラブの充実	P40
施策23	男女で参加する子育て講座の実施	P40
施策24	子育てに関する仲間づくりの支援	P40
施策25	子育て支援センターにおける子育て支援の充実	P40
施策26	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	P40
施策27	子育て支援情報の発信	P40
施策28	子育てサークル活動の推進	P40
施策29	ひとり親家庭への支援	P40
施策30	ファミリー・サポート・センター事業の充実	P40
施策31	介護予防事業の充実	P40
施策32	介護教室等の充実	P41
施策33	認知症サポーター養成講座の開催	P41

基本目標3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます

施策34	審議会等における女性の積極的な登用	P43
施策35	農林水産業及び商工自営業における女性の自立支援	P43
施策36	各団体における組織運営の見直し促進	P43
施策37	女性リーダー育成及び人材発掘	P43
施策38	自主防災組織の整備と防災体制の取組み	P45
施策39	一人ひとりのごみ問題意識を育てる事業の充実	P45
施策40	防犯・交通安全意識の高揚	P45
施策41	住民参画行事への支援	P45
施策42	男女で取り組むまちづくりへの支援	P45

施策 43	生涯学習・スポーツへの支援	P45
施策 44	スポーツ教室の実施及び総合型地域スポーツクラブの活動支援	P46
施策 45	まちづくり、観光における男女共同参画の促進	P46
施策 46	消費者意識向上への支援	P46
施策 47	住民との協働による公園管理体制の整備	P46
施策 48	「出前講座」への登録及び活用の促進	P46
施策 49	開催形態が柔軟な生涯学習講座の実施	P46
施策 50	国際文化交流事業の推進	P47
施策 51	外国人のための生活相談	P47
施策 52	男女共同参画の視点を持った参加者研修会の実施	P47

基本目標 4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します

施策 53	人権週間の周知	P50
施策 54	人権教室の開催	P50
施策 55	高齢者の人権尊重	P50
施策 56	子どもの人権尊重	P50
施策 57	ノーマライゼーションの理念の浸透	P50
施策 58	DV 防止のための教育・啓発	P50
施策 59	教育相談事業の充実	P52
施策 60	いじめ悩み相談対応の充実	P52
施策 61	児童虐待対策	P52
施策 62	DV 相談窓口の周知	P52
施策 63	DV 相談に対応する職員の研修の充実	P52
施策 64	DV 被害者支援のための関係機関との連携強化	P52

基本目標 5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します

施策 65	男女の健康づくりへの支援	P53
施策 66	男女の健康管理への支援	P53
施策 67	美浦村健康づくり計画（健康増進・食育推進）の策定	P53
施策 68	「性と生殖に関する健康と権利」の普及	P54
施策 69	食生活改善推進員活動の促進	P54
施策 70	老人クラブ等の活動への支援	P55
施策 71	シルバー人材センターへの支援	P55
施策 72	高齢者福祉サービスの充実	P55
施策 73	障がい者に対する趣味・スポーツ活動への参加促進	P55
施策 74	障がい者の就労機会の確保	P55
施策 75	障害者サービスの充実	P55
施策 76	性別に偏らないスポーツ活動の促進	P55

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します

施策 77	美浦村男女共同参画推進会議の開催	P56
施策 78	男女共同参画推進員の配置・活用	P56
施策 79	村民との協働	P57
施策 80	事業者・団体等との連携	P57

第 4 章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標1 男女の人権を尊重する意識を高めます

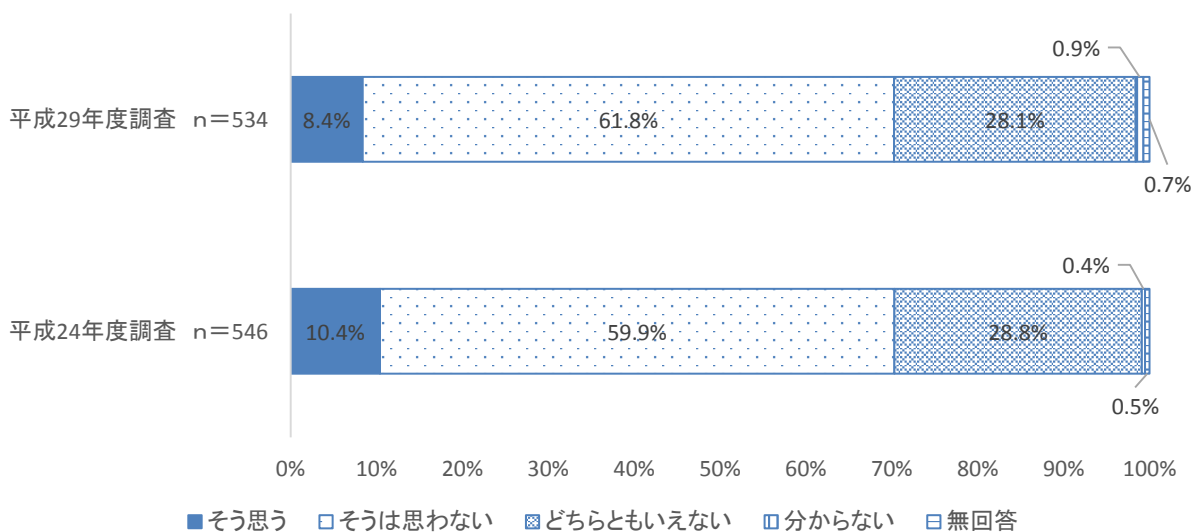
施策の方向1 男女共同参画に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

「美浦村民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」とする固定的な性別役割分担については、「そうは思わない」と考える人が61.8%となっています。前回の調査と比較すると1.9ポイント高くなっていますが、男女の役割を固定的にとらえる意識の改革をより一層進めて、男女が社会の対等なパートナーとして認め合う生活ができるよう、男女共同参画についての理解をさらに広めていく必要があります。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方

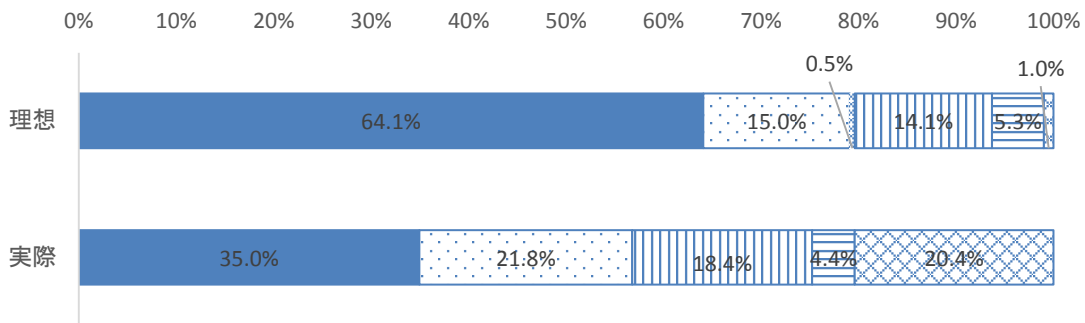


資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

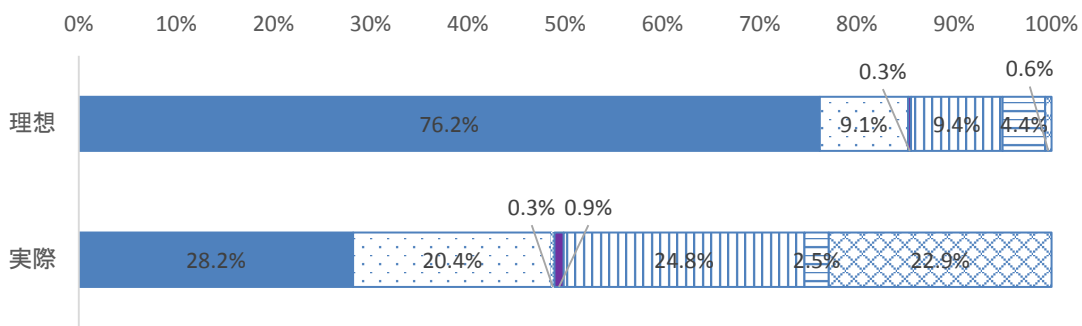
資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成24年8月）

■ 夫婦の協力体制の理想と実際

【男性】 n=206



【女性】 n=319



- 夫婦ともに仕事・家事・育児を行う
- 夫は仕事、妻は家事・育児を行う
- ▨ 妻は仕事、夫は家事・育児を行う
- 夫婦ともに仕事をし、家事・育児は主に夫が行う
- 夫婦ともに仕事をし、家事・育児は主に妻が行う
- その他
- ▨ 無回答

資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
1	男女共同参画の理念・法制度の周知	村民・事業者等に対し、男女共同参画の理念や法制度の周知を進めます。	企画財政課
2	性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発の充実	村民が性別による固定的役割分担意識を主体的に解消し、社会制度・慣行を見直すことができるよう、男女間、世代間での意識の差異を踏まえた効果的な意識啓発や情報提供を推進します。	企画財政課
3	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会の開催	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会などの催しを開催します。	企画財政課
4	定期的な意識・実態調査の実施	男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、住民意識調査等を定期的に実施し、結果を公表します。	企画財政課
5	広報紙の活用	「広報みほ」を活用した『男女がともに輝くために』のコーナーを充実します。	企画財政課



固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

施策の方向2 男女が平等で多様な生き方を可能にする教育・学習への支援

【現状と課題】

「男女は平等である」という意識や価値観を培うためには、次代を担う子どもたちが健やかに、そして、個性と能力を発揮し、成長できるように指導していくことが重要であり、人権を尊重する心を育むことが必要です。そのためには、男女の平等や相互の理解・協力について正しく理解し、適切に指導を行う指導者の育成が重要となります。

幼少期では幅広い分野へ関心を向けられるよう、性別役割分担意識にとらわれない価値観を養い、学校教育では、子どもたちが進路選択などにおいて性別にとらわれず多様な選択ができるよう、男女平等の視点に立った職業意識の醸成や、進路指導を充実し主体的に進路を選択できる能力の育成が必要です。

子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、学校での教育はもちろん、地域社会や家庭などのあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進する必要があります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
6	保育士・幼稚園教諭・教職員への研修の充実	乳幼児期から男女平等教育が行えるよう、研修会や研究活動を行います。 また、教職員の意識改革を促すとともに、男女平等教育の充実を図るため、研修を行います。	保育所 幼稚園 学校教育課
7	保育所や幼稚園、児童館生活での男女平等教育	日常的な子どもへの声かけや生活発表会の演目など、性差を助長することのないよう適切な運営を行います。	保育所 幼稚園 子育て支援課
8	子どもが興味をもつ教材の収集	子どもたちが興味を持てる男女共同参画に関する絵本や紙芝居などを収集し、活用します。	保育所 幼稚園 子育て支援課
9	男女共同参画の視点に基づく人権・性教育	小・中学校において、男女共同参画の視点に基づく人権教育や生命尊重を含めた性教育を行います。	学校教育課
10	生徒指導・キャリア教育の充実	性別にとらわれず、個性や能力を活かした主体的な進路選択ができるよう指導の充実を図ります。	学校教育課

基本目標 2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します

施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識啓発

【現状と課題】

男女が共に多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活を共に充実させる必要があります。

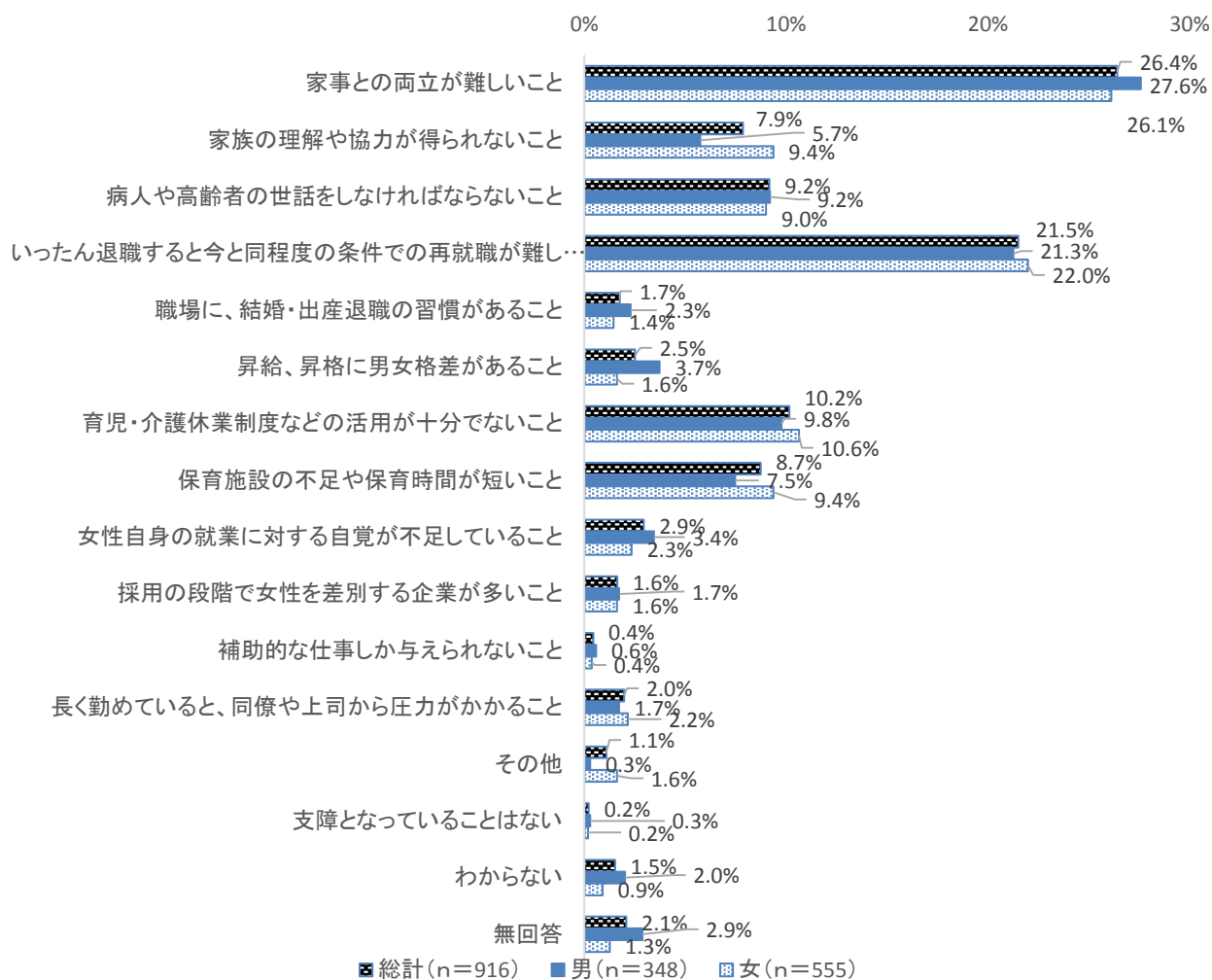
生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、「美浦村民意識調査」の結果によると、理想では「仕事と家庭生活を両立したい」とする人が男女とも30%を超え、最も多くなっています。しかし、実際は、男性では「仕事を優先している」人が32.5%、女性では「家庭生活を優先している」人が35.1%と最も多く、理想とするバランスが実現されていない現状がうかがえます。

「女性活躍推進法」の成立により、女性の職業生活における活躍の場が増え、男女が仕事と家庭生活の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、ゆとりや生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、村は企業、村民、職員に対し、情報提供と啓発を行う必要があります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
11	男女雇用機会均等法の周知徹底	「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」などについて周知と啓発を図ります。	経済課 企画財政課
12	意識啓発の推進	仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性についての意識啓発を進めます。	企画財政課

■ 女性が仕事を続けていく上で支障になっていること（複数回答）



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成 30 年 1 月）

男女とも、女性が仕事を続けていく上で支障になっているのは「家事との両立が難しいこと」が最も多く、次いで「いったん退職すると今と同程度の条件での再就職が難しいこと」と答えています。



ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。



女性活躍推進法

女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定されました。これにより平成 28 年 4 月 1 日から、事業主は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられました（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主については努力義務。）。

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

職場において、男女とも、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。

誰もが安心して働くことができる職場環境づくりのためには、事業者に対し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び女性活躍推進法などの各種法制度の内容等について情報を提供するとともに、職場のセクシュアルハラスメント防止に向けた啓発を行うなど、男女が共に働きやすい環境の整備を促進することが必要です。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
13	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進	雇用する労働者が300人以下の事業主に対し、「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定や女性活躍推進のための取組を促進します。	企画財政課
14	庁内における男女の職域拡大	性別にとらわれない職員配置に努めるとともに、日常業務における固定的な性別役割分担意識を払拭するなど、全庁的な男女の職域拡大を進めます。	総務課
15	庁内におけるセクシュアルハラスメント防止指針の周知徹底	男女がともに働きやすい環境を整えるため、セクシュアルハラスメント防止指針の周知に努めます。	総務課
16	経営能力向上のための連携等の充実	商業や工業、農業者の生産・加工・販売・経営能力の向上を図るため、商工会や農協等との連携のもと相談事業などを行います。	経済課
17	農業に携わる女性の活動への支援	女性が農業分野だけでなく、地域リーダーとしても活躍できるよう、都市農村交流事業などにおける女性農業士や女性農業従事者の活動を支援します。また、「Eみほ」商品の普及など、地産地消における村民間の交流活動も支援します。	経済課
18	商工自営業に携わる女性の活動への支援	女性が商工自営分野だけでなく、地域リーダーとしても活躍できるよう、異業種間交流や消費者との交流など、女性の商工自営業者の活動を支援します。	経済課
19	再就職希望者への支援	再就職を希望する人に対しては、女性職業センターやハローワークとの連携により、職業訓練や相談に関する情報を提供します。	経済課

20	パートタイム労働者への支援	パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	経済課
----	---------------	--	-----



職場のセクシュアルハラスメント

一般的には「相手の意に反する性的な言動」のことを言います。平成19年4月に男女雇用機会均等法が改正され、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントも対象となったほか、事業主にセクシュアルハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられました。

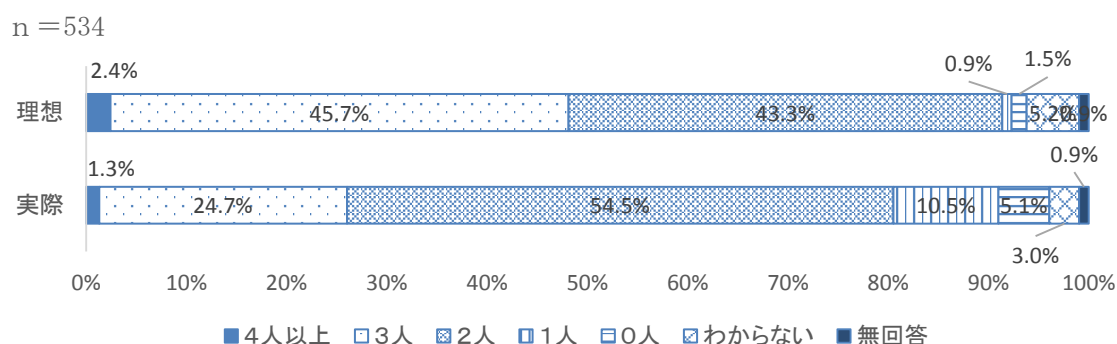
施策の方向3 子育てや介護における男女共同参画の推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動にも積極的に参加していくことが重要です。また、女性の社会参加を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援、利用可能な施設やサービスに関する情報提供や相談体制の充実などが必要です。村では「美浦村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに対応した保育サービスや、さまざまな子育て支援を行っています。

また、介護においては、女性の負担をできるだけ軽くするため、男性も共に担っていくことを勧めるとともに、介護保険サービスの充実をはじめ、予防事業にも力を入れていきます。今後も引き続き、これらの取組みを充実させるとともに、男女が協力して家事、育児、介護等を担うことができるよう支援していきます。

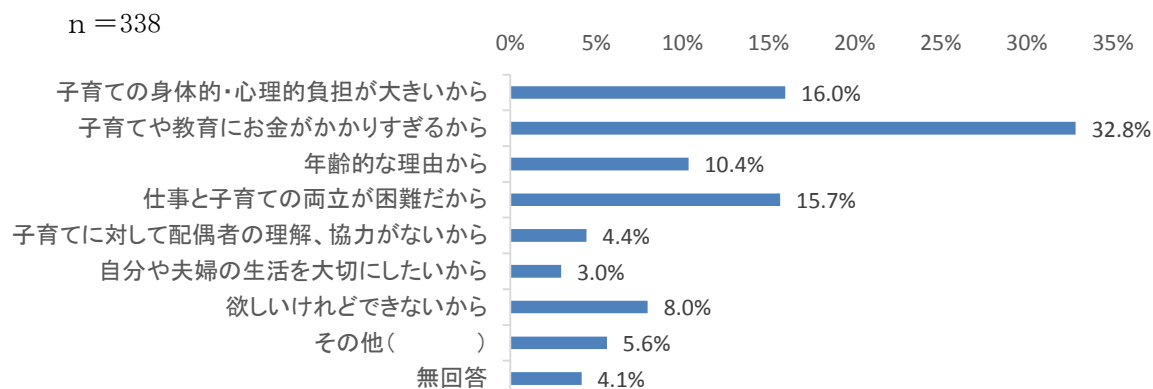
■ 理想と実際の子どもの数



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

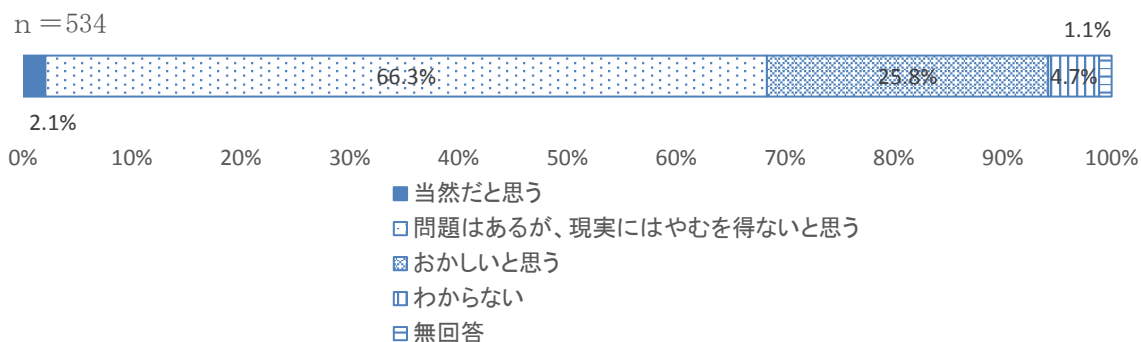
理想とする子どもの数は「3人以上」と回答している人が5割近くになっているのに対し、実際は3割弱程度という状況です。また、実際の子どもの数が「1人」や「0人（いない）」という人が約15%を占めています。お金がかかり過ぎることや、身体的・心理的負担が大きいこと、仕事との両立が困難なことが子どもを生み育てることの支障になっているようです。

■ 実際の子どもの数が理想の数よりも少ない理由（複数回答）



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

■ 病人や高齢者などの介護において女性が主な担い手となっていることについて



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

高齢者の介護を主に女性が行っている現状について、「当然だ」と考えている人はごくわずかですが、「問題はあるが、現実にはやむを得ない」と考えている人は66.3%と多数を占めています。また、「おかしい」と思っている人も25.8%います。

男女共同参画社会を実現するためには、「やむを得ない」として女性に負担を強いるのではなく、介護にあたる家族の負担が軽減されるよう、方策を積極的に進めていく必要があります。



仕事と介護の両立

「平成24年度仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」において、少子高齢化や労働力人口の減少に伴い、女性の就労促進や能力発揮、また介護をしながら仕事を継続する労働者の支援が求められる一方で、就業継続を希望しながら、仕事と介護の両立が難しいことを理由に離職している人が多いことが報告されています。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
21	多様な保育サービスの充実	子育て中の男女が安心して働けるよう、多様な保育サービスの充実に努めます。一時保育や乳児保育、障がい児保育の他、保護者のニーズに合わせた保育時間の設定を検討します。	保育所
22	放課後児童クラブの充実	子育て中の男女が安心して働けるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。また、障がい児の受け入れや、保護者のニーズに合わせた利用時間の設定を検討します。	子育て支援課

23	男女で参加する子育て講座の実施	男女が子どもを育てる技術や心構えを持つことができるよう、マタニティ教室等への男性の参加を促します。	健康増進課
24	子育てに関する仲間づくりの支援	育児の孤立化を防ぐため、マタニティ教室や乳幼児健康診断等を通じて、子育てを通じた仲間づくり活動を支援します。	健康増進課
25	子育て支援センターにおける子育て支援の充実	子育て支援センターを親子が遊べる場所として開放し、子育てに関する相談や情報提供などを行いながら、子育て支援の拠点として充実を図ります。また、乳幼児期の育児の孤立化を防ぐため、子どもや保護者同士が交流できる場として子育て支援センターの活用を促進します。	子育て支援課
26	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	在所（園）児の保護者だけでなく、保育所・幼稚園開放などを通して地域親子への支援の充実を図ります。また、子育て相談や子育てに関する情報の発信を積極的に行います。さらに、学生ボランティアや小・中学生の職場体験等を積極的に受け入れ、将来親となる子ども達への理解を深めると共に保育サポーターなど地域の子育て力の活用を促進します。	保育所 幼稚園
27	子育て支援情報の発信	身近な子育てに関する情報を子育てパンフレットや広報紙、ホームページに掲載し、必要とする情報が的確に入手できるよう充実を図ります。	子育て支援課
28	子育てサークル活動の推進	子育てサークルの活動を支援し、地域に根ざした子育て支援の相互援助活動を促進します。	子育て支援課
29	ひとり親家庭への支援	経済的に不安定になりやすい母子・父子家庭に対し、児童扶養手当等の各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
30	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し相互援助活動を行うことで、男女の仕事と育児の両立や、安心して子どもを育てる環境を整えます。	子育て支援課
31	介護予防事業の充実	住み慣れた地域で高齢者が活動的で生きがいのある生活が送れるよう、介護予防事業の充実を図ります。	福祉介護課

32	介護教室等の充実	男女がともに介護を担うための技術や心構えを持つことができるよう、介護教室等を開催し、介護に対する理解を深めます。さらに、相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
33	認知症サポーター養成講座の開催	認知症に対する正しい理解と知識を習得し、認知症の方やその家族を応援・支援するサポーターを養成します。	福祉介護課



❖家族介護教室❖



❖子育て支援センターの運動会❖

基本目標3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

政策や方針を決定する場や機会に女性の意見や要望を取り入れることも極めて重要になります。その意味で、意思決定における男女共同参画を進めていくことが必要ですが、そのためには、あらゆる活動に男女が責任をもって参画していく必要があります。

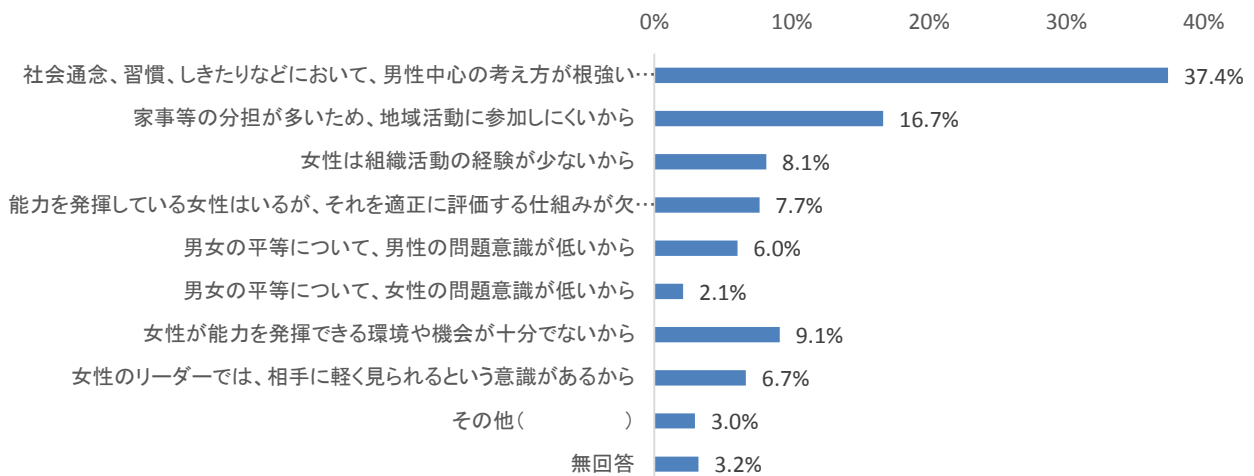
国では、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度とするよう目標を掲げています。本村においても審議会等における女性委員の占める割合の目標を30%としていますが、平成29年4月1日現在の女性委員の比率は21.8%となっており、目標には及ばない現状です。

また、「美浦村民意識調査」の結果では、意思決定の場における女性の参画が少ないのは、社会通念や習慣などにおいて、男性中心の考え方が根強いからとする人が4割近くになっています。

今後は村の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れ、審議会等への女性の参画を引き続き推進するとともに、男女共同参画を担う人材の育成を進める必要があります。

■ 各団体のリーダーに女性が少ない原因（複数回答）

n = 810



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
34	審議会等における女性の積極的な登用	村の審議会等における男女の比率について、全体として一方の性が30%を割らないことを目指します。	各課
35	農林水産業及び商工自営業における女性の自立支援	関係団体（農協・漁協・商工会等）との連携による役員等、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	経済課
36	各団体における組織運営の見直し促進	PTA や各種団体等において、一方の性別に偏ったリーダーの選任が行われていないかなど、男女共同参画の視点に立った組織運営の見直しを働きかけます。	各課
37	女性リーダー育成及び人材発掘	県等が主催する研修会や講演会への参加を呼びかけ、様々な分野で活躍する人材の発掘・育成に努めます。	企画財政課

施策の方向 2 地域活動への男女共同参画の促進

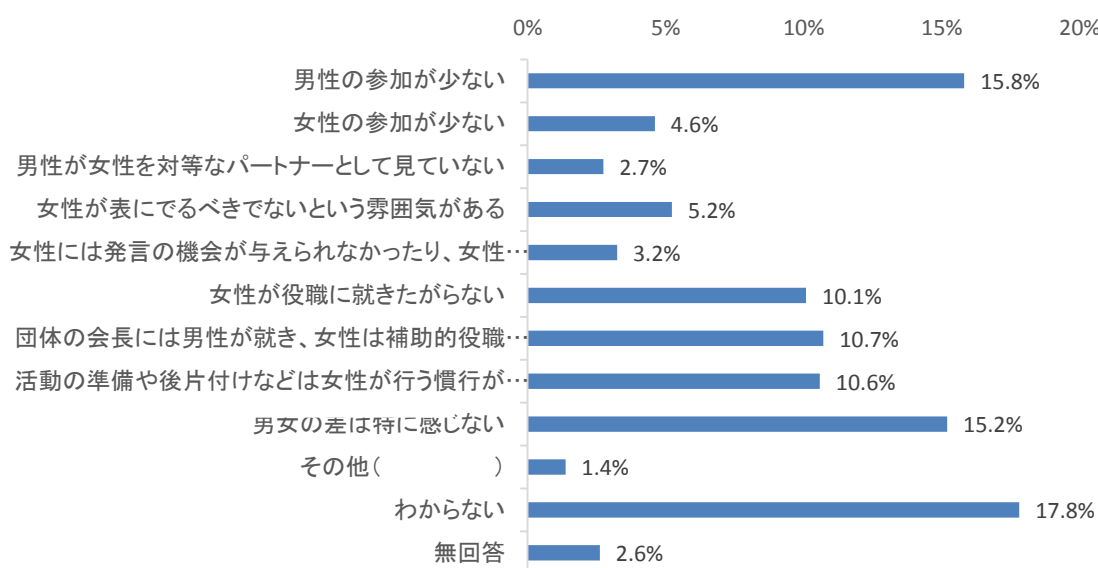
【現状と課題】

地域における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、家族形態の変化などが進む中で、最も身近な暮らしの場である地域において、住民自らが男女協働して様々な活動に取り組むことが不可欠となっています。

「美浦村民意識調査」の結果では、地域活動においていまだ男性の参加は少ないものの「男女の差は特に感じない」と答える人も多くなっています。しかしながら、女性が指導的な役割や代表者として活躍している割合は高くありません。性別にかかわらず、その役割に相応しい適任者を代表に選ぶこと、さらには、地域住民同士のつながりを高めることは、防犯や防災のみならず、地域福祉を向上させるという観点からもきわめて重要であり、そのために、男女がともに参画し協働しやすい環境の整備が必要です。

■ 地域における男女共同参画（複数回答）

n = 803



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成 30 年 1 月）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
38	自主防災組織の整備と防災体制の取組み	住民の防災意識を高め、また、いざという時には地域の男女が力を合わせて災害に立ち向かえるよう、女性消防団の充実ならびに消防団と連携する自主防災組織の整備に努めます。また、災害時において、避難所運営等に対し、女性や高齢者、外国人等のニーズに対応できるよう男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進めます。	総務課
39	一人ひとりのごみ問題意識を育てる事業の充実	ごみ0運動を実施するなど、日頃からポイ捨てをしない意識を育てる事業を充実します。また、ごみの回収品目細分化の周知と合わせて、減量・分別・再利用化を家族全員で取り組むことができるよう、夫婦や親子などを対象とした勉強会を開催します。	生活環境課
40	防犯・交通安全意識の高揚	住民の防犯・交通安全意識を高めるため、防犯連絡員や交通安全推進委員、交通安全母の会等の組織の充実と活動の活性化を図ります。また、防犯連絡員への女性登用に努めるとともに、団体間の連携を図り、固定的な性別役割分担意識を見直していきます。	生活環境課
41	住民参画行事への支援	“みほ”産業文化・スポーツフェスティバル、木原城山まつりなど、男女はもちろんのこと子どもから高齢者までが企画から運営まですべてにわたり参加できる行事を支援します。	生涯学習課 経済課
42	男女で取り組むまちづくりへの支援	「陸平をヨイショする会」や「陸平貝塚安中保全活用の会」等の活動を支援します。また、これらをモデルとして、地域福祉や環境問題といった様々な分野の男女で取り組む新たな住民活動が発足できるようまちづくり助成制度の活用を促していきます。	生涯学習課
43	生涯学習・スポーツへの支援	公共施設や学校施設を活用した地域住民による生涯学習活動やスポーツ活動を支援します。	生涯学習課

44	スポーツ教室の実施及び総合型地域スポーツクラブの活動支援	スポーツをする機会の少ない青少年、子育てや介護中の男女も気軽にスポーツができるよう、開催日時や内容、託児・介護サービスなどに配慮したスポーツ教室を実施します。また、各種目団体の連携や住民が定期的にスポーツを行えるよう総合型地域スポーツクラブの活動支援に努めます。また、実施にあたっては、体罰根絶やセクハラ防止に努め、合理的・効果的な指導法に関する研修の充実を図ります。	生涯学習課
45	まちづくり、観光における男女共同参画の促進	地域づくり活動へ男女の参画促進のため、まちづくり、観光などの地域づくりの活動グループや人材の育成支援をします。	経済課
46	消費者意識向上への支援	かしこい消費者の育成につとめます。また、村委嘱の男女の消費生活サポーターの設置をするなど、住民相互の消費者意識向上への支援を行います。	経済課
47	住民との協働による公園管理体制の整備	身近な公園が、安全で気の休まる憩いの場となるよう、地域住民と行政の協働による公園管理体制を整備します。	企画財政課 都市建設課 経済課 生涯学習課
48	「出前講座」への登録及び活用の促進	多様な生涯学習ニーズに応えるため、美浦村の優れた人材に「出前講座」への登録を勧めます。また、性別によって固定されない講師選任を心がけながら、公民館講師や小・中学校のゲストティーチャーなどへ活動機会を提供していきます。	生涯学習課
49	開催形態が柔軟な生涯学習講座の実施	「ジュニア・アカデミー」や「みほ文化講座」「美浦大学」など子どもから高齢者までが生涯にわたって学習する機会がもてるよう各種講座を充実します。また、これまで参加が少なかった男性や勤労者、子育て中の親、介護者などに配慮し、開催内容や日時、託児・介護サービスなどを検討します。	生涯学習課

施策の方向 3 国際理解と交流の促進

【現状と課題】

政治や経済、文化など、様々な面で国際化が進む中、男女共同参画についても国際的な視野で事業や活動に取り組むことが求められています。

世界経済フォーラムは平成30年12月、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表し、日本は149ヶ国中110位という不名誉な結果となっています。

美浦村に住む外国人との交流や村外での国際交流を通じて、国際的視野に立って男女共同参画の推進のあり方を考え、改めて日本における、また、美浦村における男女共同参画社会実現の課題を把握することが必要です。さらには、誰もが住みよい村づくりを進めるため、ボランティアと行政の協働による在住外国人への支援を行う必要があります。



ジェンダー・ギャップ指数

各国の社会進出における男女格差を示す指標のことをいいます。世界経済フォーラム（[WEF](#)）が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出されています。日本は経済と政治の分野で格差が大きくなっています。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
50	国際文化交流事業の推進	文化の相互理解を促進するため、美浦村国際交流協会と連携し日本語学習の機会や、誰もが参加できる国際交流イベントを開催し、国籍を超えた住民交流を推進します。	企画財政課
51	外国人のための生活相談	美浦村国際交流協会と連携し、外国人住民が抱える問題解消のための助言等を行います。	企画財政課
52	男女共同参画の視点を持った参加者研修会の実施	「美浦少年のつばさ」の参加者が、世界における男女のあり方についても学習できるよう、男女共同参画の視点も持った参加者研修会を実施します。	企画財政課

基本目標4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します

施策の方向1 暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、村民一人ひとりの人権が尊重されることが前提となります。

しかし、男女間での暴力や子どもや高齢者に対する虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が増加しており、早急に克服していかなければならない課題です。

「美浦村民意識調査」では、配偶者や恋人から暴力を受けた経験については、「なぐる、ける、物を投げつけるなどの身体的暴力」について「何度もあった」が5.8%、「1・2度あった」が14.8%となっており、「無視、暴言、脅すなど精神的暴力」は3割を超えているのが現状です。これらの行為は、配偶者間だけでなく交際相手からの暴力（デートDV）被害も含んでおり、深刻な状況であることから、暴力に対する取り組みの推進が重要となっております。「DVは重大な人権侵害である」という意識啓発を図るとともに、DV被害者からの相談を受けやすくし、被害者への支援に関する情報が、性別を問わず広く村民に共有されるよう取り組む必要があります。



DV（ドメスティック・バイオレンス / 配偶者等による暴力）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

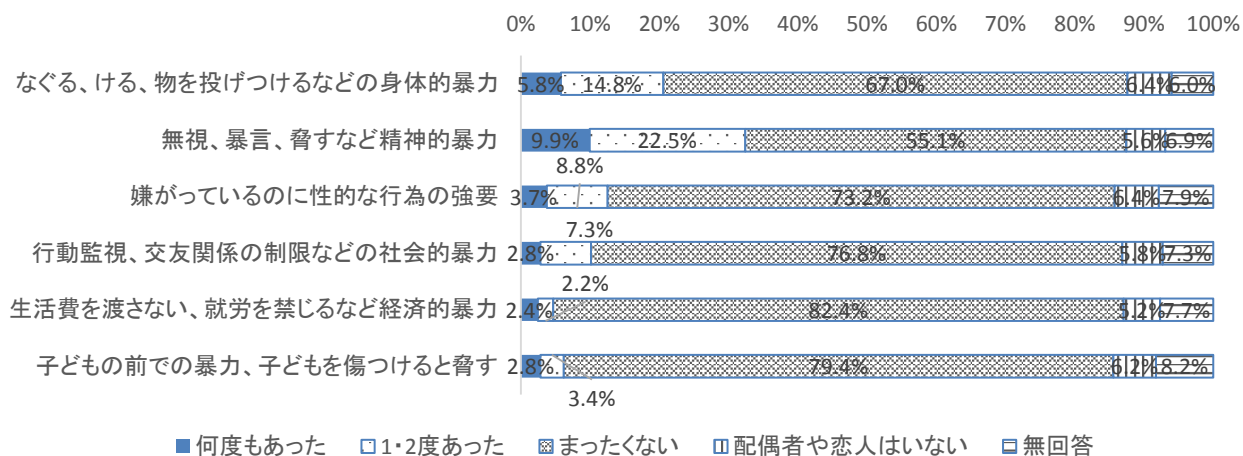


デートDV

若年層の恋人や交際相手などの親密な関係にある男女間での暴力のことをいいます。特に、若い世代の場合、交際相手との関係がおかしいと思っても「束縛されることは愛情の裏返し」などと思って交際を続けていたり、交際相手から行動を制限されていることを疑問に思いつつも、そのまま交際を続けた結果、事態が深刻していくこともあります。また、恋愛に夢中になるほど相手を束縛したいという欲望が生まれ、気づかない間に自分が加害者となっているケースなどがあり、近年その対策が重要視されています。

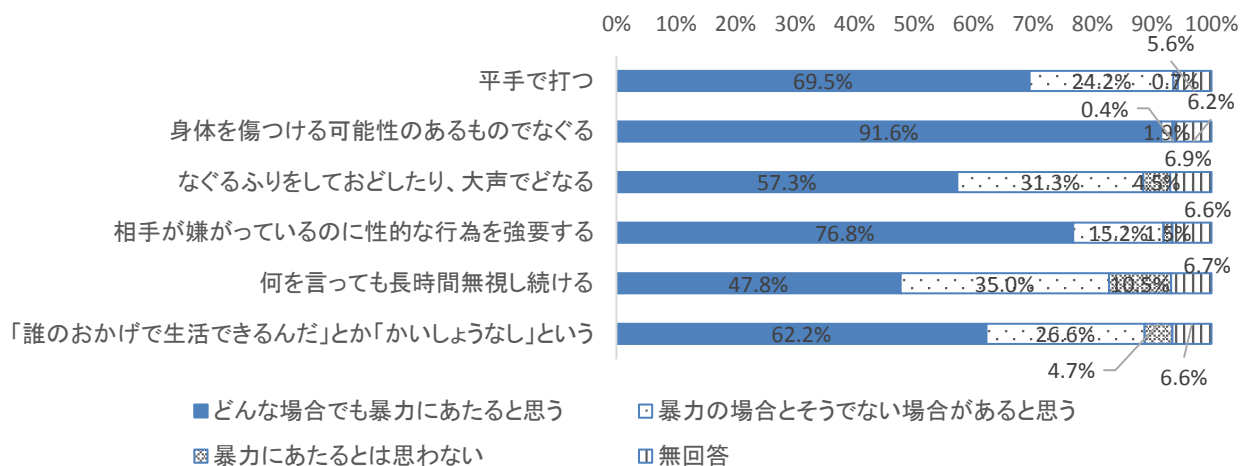
■ 暴力を受けた経験

n = 534



■ 暴力の認識

n = 534



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
53	人権週間の周知	人権週間（12月4日～12月10日）に、その意義を紹介し、人権意識を啓発します。	福祉介護課
54	人権教室の開催	児童に対し、いじめについてどう考えるか事例ビデオを見せて考えさせ、人権尊重の思想を広めます。	福祉介護課
55	高齢者の人権尊重	「敬老の日」の行事などを通じて、高齢者に対する尊敬の気持ちを高めるなど、高齢者の人権尊重や保護に取り組みます。	福祉介護課
56	子どもの人権尊重	児童相談所との連携を図り、子どもの人権尊重や保護に努めます。また、児童憲章や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」を簡素化したもの）の周知に努めます。	子育て支援課
57	ノーマライゼーションの理念の浸透	障がいのあるなしに関わらず、生活しやすい社会を目指すノーマライゼーションの理念を浸透させるなど、障がい者の人権尊重や保護に取り組みます。	福祉介護課
58	DV防止のための教育・啓発	配偶者等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において、教育・啓発を行います。また、暴力が子どもに与える影響や、若者間の暴力についても意識啓発に努めます。	福祉介護課 企画財政課 子育て支援課



✿人権擁護委員による人権教室✿

施策の方向 2 相談窓口の充実と効果的な支援

【現状と課題】

DVに関する相談窓口は、被害者のおかれた危機的な状況を早急に解決し、また、今後の自立に向けた支援につなげるための第一歩としてとても重要な機関です。

「美浦村民意識調査」では、DVを受けたことがあると回答した方の約6割が「相談しなかった」、「相談できなかった」と答えています。また、「行政」への相談は1.2%とごくわずかです。

DVの被害者だけでなく、広く村民全体に身近な相談窓口の周知を図るとともに、DVの被害者が抱える多様で複雑な問題を被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、仕組みを充実させ、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的に支援をおこなえるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ることも重要になります。

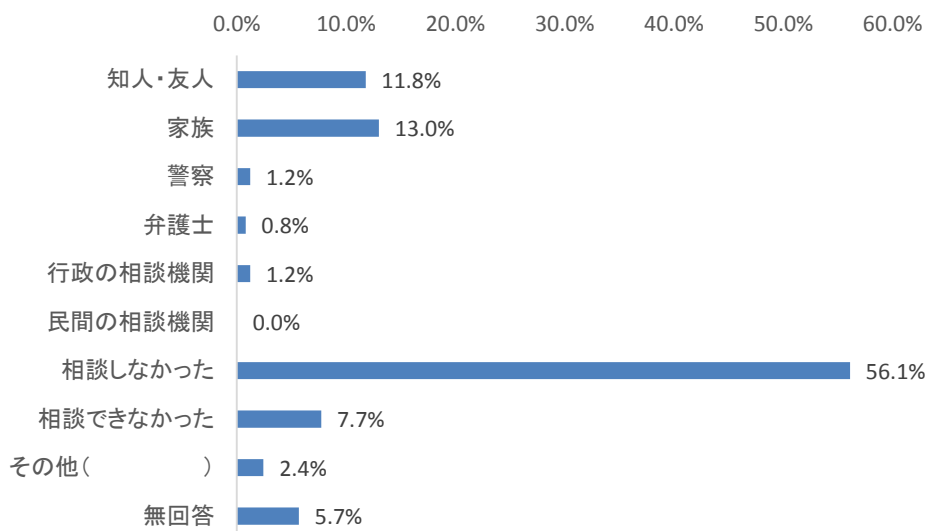


二次被害の防止

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聞かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことを「二次被害」といいます。これにより被害者は心を閉ざしてしまい、相談につながらなくなったり、問題解決が遅れてしまうことにもなります。このようなことがないよう、支援者は暴力の本質について理解し、偏見や先入観を持たずに被害者の話を十分に聞くことが必要です。

■ DV被害者の相談状況（複数回答）

n = 246



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
59	教育相談事業の充実	いじめや不登校、男女平等に関する問題など様々な相談への対応・助言の充実を図ります。	学校教育課
60	いじめ悩み相談対応の充実	いじめ悩み等における人権の侵害や、虐待等の問題に適切に対応するために、電話相談や窓口相談の設置による相談対応の充実を図ります。	学校教育課
61	児童虐待対策	「美浦村子どもを守る地域ネットワーク会議」において、児童虐待や非行、不登校など、複雑・多様化する児童虐待の未然防止や適切な対応等、一貫した支援について各関係機関と検討し、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
62	DV 相談窓口の周知	広報紙やホームページを活用し、相談窓口、相談業務の周知徹底を図ります。	福祉介護課
63	DV 相談に対応する職員の研修の充実	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。また、被害者に接する職員に対し、研修等への参加を促進し、人材育成を図ります。	福祉介護課
64	DV 被害者支援のための関係機関との連携強化	DV 被害者への的確な支援を図るため、情報交換等を行うなど、関係機関相互による連携を強化します。	福祉介護課

基本目標 5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します

施策の方向 1 生涯を通じた男女の健康への支援

【現状と課題】

生涯にわたって自分の身体や性に関することを自分で決める権利は基本的人権です。男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上でとても重要なことです。

特に女性のライフステージには、妊娠・出産という大きな節目があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することを、男女ともしっかり認識する必要があります。

「美浦村民意識調査」で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の認知度をみると、「聞いたことのある」割合は 19.7%で依然として低く、今後、より一層の意識啓発をすることが重要です。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人間の性と生殖に関する健康と権利の確立にかかわる包括的な考え方です。リプロダクティブ・ヘルスとは、子どもを出産する女性が生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる権利を尊重し、子どもを産むための良き健康状態を享受する権利をいいます。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
65	男女の健康づくりへの支援	男女それぞれに生活習慣病の予防及び健康に関する事項について、正しい知識の普及を図り、自らの健康管理に対する認識と自覚を高められるよう支援します。	健康増進課
66	男女の健康管理への支援	疾病予防の意識を高め、早期発見・早期治療のために、各種健康診査・がん検診を実施します。また、女性特有の疾病を予防するため、婦人科検診及び骨粗鬆症検診の充実を図ります。	健康増進課
67	美浦村健康づくり計画（健康増進・食育推進）の策定	村民自らが健康な心とからだをつくるために必要な活動指針であり、また、その村民活動を支援するための施策を整理した第3次美浦村健康づくり計画を策定します。	健康増進課

68	「性と生殖に関する健康と権利」の普及	妊娠と出産の重要性を、男女とも正しく理解することができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の認識の浸透を図るため、情報提供に努めます。	健康増進課
69	食生活改善推進員活動の促進	村民の健康づくりの推進に寄与するため、食生活改善推進員養成講座を開催し、男女を問わず推進員の増員を図ります。また、食生活改善推進活動の充実を図ります。	健康増進課



✿メタボリックシンドローム予防講座✿



✿食生活の正しい知識の普及✿

施策の方向2 子どもや高齢者、障がい者への支援

【現状と課題】

魅力あるまちをつくるためには、子どもや高齢者、障がいをもっている方の居場所を確保し、それぞれの能力をいかすことが極めて重要です。

そのため、高齢者や障がいをもっている人が住み慣れた場所で生活し続けることができる環境を整え、持てる力を十分に発揮できるよう支援する必要があります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
70	老人クラブ等の活動への支援	男女とも、生涯にわたりいきがいを持ちながら生活を送ることができるよう、老人クラブ等の趣味やボランティア活動を支援します。	福祉介護課
71	シルバー人材センターへの支援	いつまでも、安定した生活を送り、社会に貢献する気持ちを持ち続けることができるよう、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、入会を促進します。	福祉介護課
72	高齢者福祉サービスの充実	地域福祉向上の一環として、社会福祉協議会等による高齢者福祉サービスの拡充を支援します。	福祉介護課
73	障がい者に対する趣味・スポーツ活動への参加促進	閉じこもりがちな障がい者を外出させるとともに、健康づくりや仲間づくりのできる場を確保するため、趣味やスポーツサークル活動への参加を促進します。	福祉介護課
74	障がい者の就労機会の確保	職業能力開発を支援するとともに、就労の場を確保するなど障がい者の自立を支援します。	福祉介護課
75	障害者サービスの充実	地域福祉向上の一環として、社会福祉協議会等による障害者福祉サービスの拡充を支援します。	福祉介護課
76	性別に偏らないスポーツ活動の促進	スポーツを通じて体力づくりができるよう、スポーツ少年団への子どもたちの加入を促します。また、団体への支援を行うとともに、性別に偏らないスポーツ活動ができるよう働きかけます。	生涯学習課

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します

施策の方向 1 庁内の推進体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会実現の推進を図り、本計画を着実に推進し、実効性のあるものにしていくためには、部局間の連携を図るとともに、その基盤となる職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を高め、取り組むことが必要です。

男女共同参画と男女平等のさらなる推進に向けて、庁内の連携をより一層充実する必要があります。

また、「美浦村男女共同参画推進会議」を開催し、計画の進行管理にあたります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
77	美浦村男女共同参画推進会議の開催	村の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、事業の総合的な調整や推進、計画の進捗に関することを協議し、必要な措置を講じます。	企画財政課
78	男女共同参画推進員の配置・活用	各課に男女共同参画を推進するため推進員を置き、事業実施にあたり、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を行います。	企画財政課

施策の方向 2 村民と連携する推進体制の構築

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、各分野において掲げた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要です。村が直接行う取組みだけではなく、村民がお互い協力し、行政や企業や各種の事業者等と協働して男女共同参画を共に推進していくことが重要です。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
79	村民との協働	男女共同参画社会の実現のためには、村民一人ひとりの取組みが重要であり、基本計画の策定においてパブリック・コメントの実施などにより広く村民に意見を求めるなど、意思決定過程における村民との協働を図ります。	企画財政課
80	事業者・団体等との連携	村民との連携と同様に、職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体等と連携し、事業の展開を図ります。	各課

計画推進指標の設定

本計画で掲げた基本目標がどの程度達成できたかを図るための客観的な目安として、意識調査結果や事業実績などをもとに評価する項目を選定し達成目標を設定しました。

基本目標	項 目	現状値 (平成29年度)	目標値 (2022年度)
1 男女の人権を尊重する意識を高めます	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	61.8%	70.0%
	社会全体における男女の平等感が、「平等になっている」と回答した人の割合	4.1%	10.0%
2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがある人の割合	50.5%	56.0%
	家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	31.5%	37.0%
3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	村の審議会等における女性委員の占める割合	21.8%	30.0%
	地域活動における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	6.4%	12.0%
4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	「平手で打つ」「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」を暴力として認識する人の割合	69.5% 「平手で打つ」 57.3% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	75.0%
	DVを受けた経験がある人のうち、「誰かに相談したことがある」と回答した人の割合	28.0%	35.0%
5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	乳がん検診受診率	24.3%	35.0%
	子宮がん検診受診率	23.5%	35.0%
	大腸がん検診受診率	27.9%	35.0%

資料

資料

策定経過

期 日	事 項	案 件
平成30年 1月30日～2月23日	男女共同参画社会に関する美浦村民 意識調査の実施	
10月3日	第2次美浦村男女共同参画計画後期 推進計画策定方針の決定	
10月18日	第1回庁内連絡会議	後期推進計画の策定概要について 後期推進計画の策定作業について
11月～12月	施策担当課へ調査依頼	施策の確認と修正
平成31年 1月	庁内連絡会議委員 ワーキング委員	後期推進計画（案）の検討
2月1日	美浦村男女共同参画推進会議	後期推進計画（案）について
2月6日	議会説明会	後期推進計画（案）について
2月14日～2月28日	パブリックコメント実施	役場、中央公民館、みほふれ愛プ ラザ、光と風の丘公園クラブハウ ス、村HP、いばらき電子申請・ 届出サービスにおいて実施
3月4日	第2回庁内連絡会議	後期推進計画（最終案）の審議
3月4日	庁 議	後期推進計画の決定

村民参画

(1) 意識調査

「男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査」

- ① 調査地域・・・美浦村全域
- ② 調査対象・・・村内在住の20歳以上の住民2,000人
- ③ 調査方法・・・郵送による配布、回収
- ④ 調査時期・・・平成30年1月29日から2月23日
- ⑤ 有効回収数・・・534人
- ⑥ 有効回収率・・・26.7%

(2) パブリックコメント制度（意見公募）

実施期間・・・平成31年2月14日から2月28日

応募者数・・・0人

意見数・・・0件

美浦村男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 本村における男女共同参画を推進し、男女共同参画計画の策定及び進行管理をするため、美浦村男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(掌握事項)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1) 男女共同参画の総合的かつ効果的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画計画の進行管理に関する事。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は10人以内の委員をもって構成する。

2 推進会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他村長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議の会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

美浦村男女共同参画推進会議委員名簿

No.	役 職	氏 名
1	学識経験者（美浦村教育長職務代理者）	山 崎 満 男
2	美浦村人権擁護委員	内 田 光 子
3	美浦村民生委員児童委員協議会長	鵜 井 二 郎
4	美浦村女性行政推進協議会長	小 峯 久美子
5	美浦村商工会女性部長	杉 山 雪 子
6	トレっこルーム代表	荒 井 美 幸
7	美浦幼稚園PTA会長	松 本 ゆう子
8	大谷保育所保護者会長	諸 岡 有 美
9	木原保育所保護者会長	堀 越 麻友美

第2次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議設置要項

(設置)

第1条 本村の第2次美浦村男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定について、総合的、効果的に推進するため第2次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(掌握事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 本村の男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| (1) 総務課長 | (8) 福祉介護課長 | (15) 上下水道課長 |
| (2) 企画財政課長 | (9) 健康増進課長 | (16) 学校教育課長 |
| (3) 税務課長 | (10) 国保年金課長 | (17) 生涯学習課長 |
| (4) 収納課長 | (11) 保育所長 | (18) 幼稚園長 |
| (5) 住民課長 | (12) 都市建設課長 | (19) 子育て支援課長 |
| (6) 会計課長 | (13) 経済課長 | |
| (7) 議会事務局長 | (14) 生活環境課長 | |

(任期)

第4条 委員の任期は平成31年3月31日までとする。

(会議)

第5条 連絡会議は、企画財政課長が主宰し必要に応じ開催する。

- 2 企画財政課長は、必要があると認められた時は、連絡会議に構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 連絡会議に、第2条に規定する事項の調査・検討を行うためのワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームのメンバー及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、企画財政課が行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年9月27日から施行する。

第2次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議委員名簿

職 名	氏 名
総務課長	山 口 栄 美
企画財政課長	菅 野 眞 照
税務課長	高 橋 利 夫
収納課長	濱 田 勘 木
住民課長	嶋 洋 子
会計課長	市 川 佳代子
議会事務局長	青 野 克 美
福祉介護課長	吉 原 克 彦
健康増進課長	糸 賀 育 代
国保年金課長	鈴 木 章
大谷保育所長	保 科 八千代
木原保育所長	永 井 弘 子
都市建設課長	吉 田 公 一
経済課長兼農業委員会事務局長	木 鉛 昌 夫
生活環境課長	圓 城 達 也
上下水道課長	埜 口 哲 雄
学校教育課長	中 澤 眞 一
生涯学習課長	木 村 光 之
幼稚園長	坂 本 千寿子
子育て支援課長	藤 田 良 枝

第2次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 本村の第2次美浦村男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関する調査・検討をするため、第2次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」）を設置する。

(掌握事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に必要な調査・検討
- (2) 男女共同参画計画に関する調査・検討
- (3) その他必要と認められること

(委員)

第3条 ワーキングチームは、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ワーキングチームは、企画財政課長が主宰し必要に応じ招集する。

2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、ワーキングチームに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、企画財政課長が定める。

附 則

この要項は、平成30年9月27日から施行する。

第2次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿

所 属	職 名	氏 名
総務課	係 長	糸 賀 一 欽
企画財政課	係 長	張 替 香 純
税務課	係 長	飯 田 由 子
収納課	主 事	廣 瀬 真 広
住民課	主事補	早 川 滋由莉
会計課	係 長	成 嶋 幸 子
議会事務局	主 事	高 松 良 幸
福祉介護課	社会福祉士	伊 藤 恵 子
健康増進課	課長補佐	小 倉 美 香
国保年金課	主 事	山 中 菜 月
大谷保育所	主 査	松 本 和 美
木原保育所	保育士	金 山 恵美子
都市建設課	課長補佐	岡 澤 光 一
経済課	係 長	糸 賀 一 志
生活環境課	係 長	坂 本 克 裕
上下水道課	係 長	飯 田 和 徳
学校教育課	係 長	吉 田 成 美
生涯学習課	係 長	田 崎 けい子
幼稚園	主 査	加 藤 厚 子
子育て支援課	係 長	阿 井 朋 子

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979 年 12 月 18 日
日本批准 1985 年 6 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められて

いながった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a）男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b）女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（c）女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

（e）個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（f）女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（g）女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのす

すべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a）両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（b）家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（a）あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（b）政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（c）自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確

保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（b）同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（c）すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（d）奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（e）継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（f）女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（g）スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（h）家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（b）同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

（c）職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

（d）同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（e）社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

（f）作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する

権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得

し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

（a）当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

（b）その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

[第六部略]

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
(同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たって

は、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大

臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年

法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三

項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

四 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

五 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

二 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

三 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

四 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又

は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対

する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達

しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に関し、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した

書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てを

した者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わ

せることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福

祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成 19 年 12 月 18 日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により策定

平成 22 年 6 月 29 日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地

域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の 1 つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民や NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が

資 料

困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考

え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日

茨城県条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさや心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会にお

ける活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 7 条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(基本計画)

資 料

第 8 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第 1 項及び前 3 項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第 9 条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第 10 条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用

しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ

効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づ

く取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするも

の(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に

努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために

必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互

の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等

の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

第 2 次美浦村男女共同参画計画（後期推進計画）

発 行 茨城県 美浦村

事務局 総務部企画財政課

〒300-0492

茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

TEL 029-885-0340（代）

FAX 029-885-4953

E-mail info@vill.miho.lg.jp

URL <http://www.vill.miho.lg.jp/>

発行年月 平成 3 1 年 3 月
